

# 土木建築行政の概要

令和 2 年 度



広島県土木建築局

表紙写真

宮島口旅客ターミナル

令和 2 年 2 月 29 日 供用開始

# 目 次

1	土木建築局の取組	
(1)	令和元年度土木建築局の取組	1
(2)	指標で見る土木建築局	7
2	令和2年度土木建築局行政の基本方針	9
3	土木建築局行政組織	
(1)	組織図	16
(2)	職員現員表	18
(3)	地方機関等の位置等	19
(4)	管内要図	20
(5)	土木建築局組織の沿革	22
4	令和2年度当初予算	
(1)	一般会計歳出予算総括表	28
(2)	特別会計歳出予算総括表	28
(3)	一般会計歳出予算事業別内訳表	29
(4)	令和2年度土木建築局関係当初予算（図表）	30
(5)	令和2年度土木建築局関係当初予算	32
(6)	土木建築局関係予算の推移	33
5	平成30年7月豪雨からの復旧・復興プラン	36
6	社会資本整備の優先順位の設定について	38
7	社会資本の戦略的な維持管理の推進	40
8	地域整備計画実施方針	41
9	令和2年度 建設事業執行方針	42



# 1 土木建築局の取組

## (1) 令和元年度土木建築局の主な取組

### 平成30年7月豪雨災害の対応

平成30年7月3日から8日にかけて降り続いた記録的な大雨によって、県内各所に甚大な被害が発生した。

県では被災地の復旧・復興に向け、道路の啓開や河川堤防の破堤箇所等、土砂災害発生箇所の二次災害防止対策及び下水道仮処理施設の設置などの応急対応に取り組むとともに、災害復旧事業や改良復旧事業などにより、本格的な復旧を進めている。

- ① 西部山系砂防事務所の開設 ① H31. 4. 1
- ② ベイサイドビーチ坂復興シンポジウムの開催 ② R元. 6. 1

- ①平成30年7月豪雨災害からの復旧を加速するため、国が西部山系砂防事務所を開設した。
- ②ベイサイドビーチ坂復興シンポジウムを開催し、ビーチにおけるスポーツ振興、賑わい創出、誘客などの方策について議論し、災害からの復興を後押しした。

- ① 砂防治山施設整備計画の公表 ① R元. 5. 17
- ② 「緊急事業の進捗状況と今度の見直し」の公表 ② R元. 9. 4

- ①平成31年1月に公表した「砂防治山 施設整備計画（緊急事業）」に激特事業等を加えた「砂防治山 施設整備計画（緊急事業、激特事業等）」を公表した。
- ②災害関連緊急事業の概成予定時期を示した「緊急事業の進捗状況と今後の見直し」を公表した。

- ① 三篠川JR橋梁復旧工事完成による運転再開 ① R元. 10. 23
- ② 熊野町川角地区砂防ダムの完成 ② R元. 12. 3
- ③ 坂町小屋浦地区砂防ダムの完成 ③ R元. 12. 12

- ①平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた三篠川において、JR橋梁の流失により、長期間にわたって不通となっていたJR芸備線について、橋梁復旧工事が完成し、令和元年10月23日に全線での運転が再開された。
- ②③平成30年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた熊野町川角地区と坂町小屋浦地区で砂防ダムの本体工が完成した。



三篠川橋梁復旧工事の完成



坂町小屋浦地区砂防ダムの完成（天地川）



## 防災・減災対策の推進

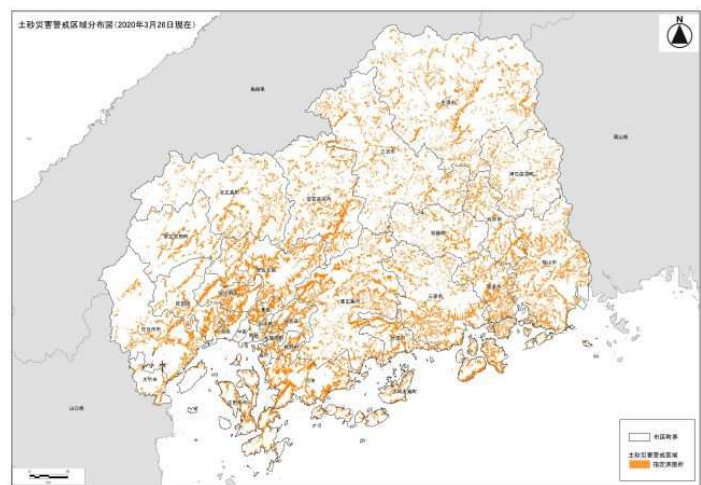
- ① 呼びかけ避難ポスターの掲示
- ② 防災マップの運用開始
- ③ 大規模盛土造成地マップ公表の完了
- ④ 土砂災害警戒区域等指定の完了

- ① R元. 6.18~
- ② R元. 6.25~
- ③ R2.3.6
- ④ R2.3.26

- ①避難を促す新たな取組として、高齢者の早期避難を促すため、「呼びかけ避難」の重要性をメッセージにしたポスターを作成し公共施設に掲示した。
- ②避難を促す新たな取組として、ヤフー株式会社と共同開発した「防災マップ」を運用開始した。
- ③大地震時の宅地被害の早期把握と適切な初動対応に役立てるため、大規模盛土造成地の位置及び規模を把握する調査を行い、県内全ての市町における大規模盛土造成地マップの公表が完了した。
- ④「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が完了した。



呼びかけ避難ポスター



土砂災害警戒区分布図

## 「ひろしまサンドボックス」実証プロジェクトの公募

R元. 10.25



ひろしまサンドボックス実証プロジェクトの公募（除雪作業の支援）

「法面崩落の予測」、「除雪作業の支援」、「路面状態の把握」をテーマに、行政提案型の実証プロジェクトを令和元年10月25日に公募した。

## 一般国道191号道路法面崩壊復旧工事の完成

R2.3.12

平成30年6月6日に、山県郡安芸太田町津浪の一般国道191号で発生した法面崩壊に伴う復旧工事が完成し、全面交通開放した。

## 道路ネットワークの強化・充実

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ① 瀬戸内しまなみ海道 開通20周年         | ① R元. 5. 1   |
| ② しまなみ海道がナショナルサイクルルートに指定   | ② R元. 11. 7  |
| ③ しまなみ海道沿道の地域活性化に向けた連携協力協定 | ③ R元. 11. 29 |

- ①瀬戸内しまなみ海道が令和元年5月1日に開通20周年を迎えた。
- ②令和元年11月7日にナショナルサイクルルートの第1次指定ルートが発表され、しまなみ海道サイクリングロードを含む3ルートが指定された。
- ③広島県と本州四国連絡高速道路株式会社は、瀬戸内しまなみ海道沿線の地域活性化に向けた相互連携協力協定を令和元年11月29日に締結した。



瀬戸内しまなみ海道  
(愛媛県側から本州をのぞむ 写真左 多々羅大橋)



サイクリングを楽しむサイクリストと生口橋

- |              |            |
|--------------|------------|
| 安芸灘大橋 開通20周年 | R 2. 1. 18 |
|--------------|------------|

安芸灘大橋が令和2年1月18日に開通20周年を迎えた。

- |               |            |
|---------------|------------|
| 一般国道2号福山道路の着工 | R元. 11. 17 |
|---------------|------------|

一般国道2号 福山道路（長和～赤坂区間）の高架橋下部工事に着手した。着工にあたり、令和元年11月17日に起工式が挙行された。

## 広島港の振興

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ① 広島港築港130周年記念シンポジウムの開催 | ① R元. 10. 12 |
| ② 広島港クルーズ客船寄港回数が過去最高を記録 | ② R 2. 3. 31 |



広島港築港130周年記念シンポジウムの開催

- ①広島港築港130周年記念シンポジウムを開催し、将来にわたって広島港が発展していけるよう、様々な観点から、内容の濃い議論が行われた。
- ②広島港の令和元年度のクルーズ客船の寄港回数が過去最高の57回を記録した。

## みなとの賑わいづくり

### 船上劇場「STU48号」の公演開始

H31. 4. 16

地元アイドルグループ（STU48）の活動拠点となる船上劇場「STU48号」が、広島港を母港とし、公演開始前に就役お披露目セレモニーを実施した。

### 走漁港への企業進出

R2. 1. 16

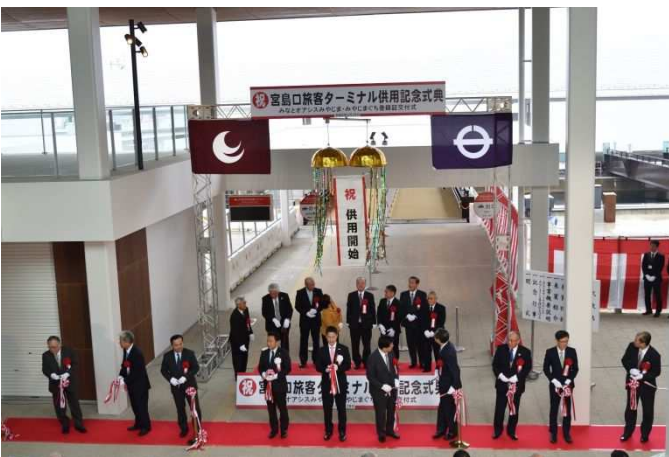


走漁港の漁港施設用地において、地域の産業振興を図る陸上養殖施設の建設に着工した。

走漁港 民間企業進出

### 宮島口旅客ターミナル供用開始式典

R2. 2. 29



宮島口旅客ターミナル供用開始式典

年間約450万人の観光客が訪れる宮島の玄関口となる「宮島口旅客ターミナル」の供用開始式典を開催した。

## 放置艇対策の推進

- ① 余裕水域へのプレジャーボート係留許可制度を開始
- ② 小型船舶用泊地の指定開始
- ③ 係留保管場所の県への届出義務を制度化

- ① R元. 9. 1 ~
- ② R2. 2. 20
- ③ R2. 3. 24

①従前認めていなかった県管理港湾・漁港の余裕水域へのプレジャーボートの係留許可制度を開始した。

②小型船舶用泊地の指定を開始した。

③プレジャーボートの係留保管場所の県への届出義務を制度化した。（施行は令和3年4月1日）



## 広島空港の利用促進

### 広島～バンコク線の就航

R元. 12. 18



ノックエア就航

タイのLCCであるノックエアが広島～バンコク間に週3便で新規就航した。

## 広島市東部地区連続立体交差事業の早期工事着手に向けた取組

- ① 都市計画変更の告示
- ② 鉄道詳細設計の着手

① R元. 5. 16  
② R元. 10. 17

平成30年2月に関係4者（県、広島市、府中町及び海田町）で合意した見直し内容を基本に、令和元年5月16日に都市計画変更を告示し、同年10月17日に都市計画事業の認可を受け、鉄道詳細設計に着手した。

## 県内市町と連携した都市づくり

### 広島県都市計画制度運用方針の改定

R元. 12. 12

都市づくりに求められる様々な要請に的確に応えるとともに、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用と、都市計画における県と市町の連携・協働をより一層推進するため、平成14年3月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」を令和元年12月12日に改定した。

### 第37回全国都市緑化ひろしまフェアの開催

R2. 3. 19



第37回全国都市緑化ひろしまフェア  
協賛会場 びんご運動公園

都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図り、緑豊かな潤いのある都市づくりを推進するために「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」（ひろしま はなのわ 2020）を開会した。全国で初めて、県内全ての自治体が主催者となって開催するこの取組は、これまでの全国都市緑化フェアの中では最長となる、250日間（令和2年11月23日まで）開催される。

## ひろしまの建築物のブランド化

- ① ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019の開催
- ② ひろしまたてものがたりフェスタ2019の開催

- ① R元. 7～11
- ② R元. 11. 8～10

- ①魅力ある建築物の創造に向けた人材育成の一環として「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019」を開催した。また、最終審査委員会と同日に、コンペ審査委員による「建築学生応援トークイベント」を開催した。
- ②県内の魅力ある建物を発掘・発信する県民参加型のプロジェクト「ひろしまたてものがたり」において、実行委員会主催による建物一斉公開イベントを開催した。



ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019



ひろしまたてものがたりフェスタ2019

## 建設業の魅力発信

- ① 建設女子カフェの開催
- ② ひろしま建設フェア2019の開催
- ③ 建設企業ガイダンスの開催

- ① R元. 8. 19
- ② R元. 10. 5
- ③ R2. 1. 29

地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、将来の建設業を担う次世代への様々な魅力発信の事業に取り組んだ。



ひろしま建設フェア2019



建設企業ガイダンス



## (2) 指標で見る土木建築局

### 県道実延長



**3,696km 全国7位**

資料出所: 道路統計年報2019

### 高速自動車国道延長



**390km 全国4位**

資料出所: 道路統計年報2019

### 県管理河川延長



**2,742.928km 全国13位**

資料出所: 道路河川管理課調べ (R2.3.31現在)

### 土砂災害発生件数



**1,689件 全国1位**

資料出所: 国土交通省砂防部 (H30.12.31)

※過去10年間 (H21~H30)

### 土砂災害警戒区域数



**47,329箇所 全国1位**

資料出所: 国土交通省砂防部 (R2.2.29)

砂防課公表 (R2.3.26)

### 広島空港運航便数(国際線)



**26便/週 全国10位**

資料出所: 空港振興課調べ (R2.3.31現在)



### 船舶乗降人員数(厳島港)



**8,622,866人 全国1位**

資料出所: 港湾統計年報(平成30年)

### プレジャーボート総隻数



**14,307隻 全国1位**

資料出所: 平成30年度プレジャーボート全国  
実態調査

### 都市公園等箇所数



**3,169箇所 全国10位**

資料出所: 国土交通省(H31.3.31)

### 公共下水道普及率



**75.3% 全国20位**

資料出所: 国土交通省(H31.3.31)

### 総住宅数



**1,431千戸 全国11位**

資料出所: 総務省統計局(R元.9.30)

### 着工新設住宅戸数



**18,377戸 全国11位**

資料出所: 令和元年度国土交通省

## 2 令和2年度土木建築局行政の基本方針

### 〔方針1〕

- 「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に掲げる、災害復旧事業等の災害関係事業に最優先で取り組む。
- 『社会資本未来プラン』の重点項目に掲げる防災・減災対策については、地域の実情も踏まえつつ、国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」予算による加速化を図り、県土の強靱化に取り組む。

### 〔方針2〕

- 社会資本マネジメント方針に基づく、社会資本の整備や適正な維持管理などの施策についても着実に実施する。

### 〔方針3〕

- ICT・IoT技術などのデジタル技術を活用し、社会資本の整備や既存の公共土木施設の機能保全及びインフラ利用者の更なる利便性向上に向けた取組を推進する。

### 方針1 創造的復興に向けた県土の強靱化対策を最優先で実施

#### 〔平成30年7月豪雨災害からの早期の復旧・復興〕

「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に掲げる、災害復旧事業や改良復旧事業などに最優先で取り組む。

- 災害復旧事業や砂防・急傾斜の緊急事業，道路・砂防の改良復旧事業については，令和2年度の完了を目指して事業を推進する。
- 河川の改良復旧事業については令和4年度までの完了，砂防の緊急事業に引き続いて実施する再度災害防止対策については令和5年度までの完了を目指して事業を推進する。
- 復興係数・復興歩掛の適用や建設技術者等の雇用に対する助成を行うなどの不調・不落対策を講じ，事業を着実に推進する。

#### 〔「国土強靱化対策」を踏まえた防災・減災対策の推進〕

『社会資本未来プラン』に基づく防災・減災対策について，国の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」により加速化を図り，公共土木施設等の強靱化に取り組む。

- 道路事業について，災害時の緊急車両の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため，緊急輸送道路の道路改良，橋梁耐震補強や法面对策を実施する。
- 河川及び砂防事業について，防災・減災のための施設を整備するとともに，迅速で的確な水防活動や避難行動を支援する防災情報の充実等に取り組むなど，ハード・ソフト一体となって事業を実施する。

## 方針2 社会資本未来プランに基づく計画的・戦略的な事業の実施

令和2年度は、『社会資本未来プラン』の計画期間の最終年度であり、目指す姿の実現に向け、社会資本マネジメント方針に基づき各施策を着実に実施する。

### 〔社会資本整備の重点化〕

- ▶ 『社会資本未来プラン』における「社会資本整備の優先順位」に基づく予算配分を行い、特に国の「国土強靱化対策」により重点化を図ることとしている防災・減災対策に加え、企業活動や観光振興を支える道路ネットワークの拡充、広島港等の物流基盤の強化などの社会資本整備を実施する。

### 〔社会資本ストックの有効活用〕

- ▶ 県民生活の利便性の向上や安全・安心の確保に向けたコンパクトで持続可能なまちづくりの推進や、地域活性化や潤いのある環境の創出に向けた全国都市緑化ひろしまフェア（「ひろしま はなのわ 2020」）の開催など、これまで蓄積してきた社会資本ストックの潜在能力を最大限に引き出していくための取組を実施する。

### 〔社会資本の適正な維持管理〕

- ▶ 特に治水上の影響が大きく、緊急に対策が必要な箇所の適切な流下能力確保のため、河道浚渫を集中的に実施する。また、適切な道路環境を維持するため、防草コンクリートの整備や草刈等を着実に実施するなど、県土を保全するための取組を推進する。
- ▶ 利用者の安全や施設の機能維持のため、既存の公共土木施設の「修繕方針」に基づく計画的な修繕など、適正な維持管理によるインフラ老朽化対策を推進する。このため、施設の長寿命化やさらなる維持管理コストの低減に向け、道路照明のLEDへの一括更新などに取り組む。

## 方針3 デジタル技術を活用した新たなインフラマネジメントの推進

頻発する集中豪雨などによる甚大な被害の発生、既存インフラの老朽化の進展、人口減少、少子・高齢化の進行等による技術者不足等に対応するため、ICT・IoT技術などのデジタル技術を最大限に活用し、官民連携による最適なインフラマネジメントを進め、県民の安全・安心の確保やインフラを利用する人の利便性向上につながる取組を推進する。

### 〔デジタル技術を活用したインフラマネジメントの仕組みづくり〕

- ▶ インフラマネジメント基盤検討事業を実施し、デジタル技術の活用による防災・減災対策などに資するインフラの計画的・効率的な整備・維持管理などを行うための新たなインフラマネジメントの仕組み等について検討する。

■ 土木建築局における施策体系と主な施策 ※予算額は令和元年度2月補正（国補正対応分）及び事故繰越振替分を含む

(単位：千円)

施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
<b>創造的復興による新たな広島県づくり</b>					
<b>基本方向 将来に向けた強靱なインフラの創生</b>					
創造的復興に向けた県土の強靱化		平成30年7月豪雨災害の被災地の一日も早い復旧・復興に全力で取り組むとともに、防災・減災対策の充実・強化を図り、県土の強靱化に取り組む。	被災地における再度災害防止対策等の推進	47,932,369	土木建築総務課
			県土防災対策の推進	5,500,000	
			「国土強靱化対策」を踏まえた防災・減災対策の推進	27,833,195	
建設技術者等の確保		平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧事業の早急かつ確実な完成に向け、施工に必要不可欠となる技術者等を確保するため、県内建設業者に対する支援を行う。	県内建設業者に対する助成	20,700	建設産業課
<b>社会資本整備の重点化</b>					
<b>重点化方針 広域的な交流・連携基盤の強化</b>					
新たな経済成長を支える物流基盤の充実・強化		本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため、アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。 また、本県の強みである井桁状の高速道路ネットワークを活かしたICアクセス道路の整備、高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地をつなぐ広域交通ネットワークの強化などにより、企業活動を支え、生産性向上に資する物流基盤の充実・強化を推進する。	企業活動を支える物流基盤の充実・強化	広島港(五日市地区等) (県事業) 4,768,000  (主)福山沼隈線 (県事業) 2,380,000 など	道路企画課 道路整備課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
			広島高速5号線	(出資金・貸付金) 2,650,000	道路企画課 道路整備課
			関連道路 (一)広島海田線	52,000	
広島空港へのアクセス強化		広島空港への高いアクセシビリティの実現に向けて、道路の速達性の向上、及び定時性や多重性の確保に取り組み、広島都市圏からのアクセスの機能強化を推進する。	アクセス道路の整備	(主)矢野安浦線・ (一)矢野海田線 (県事業) 319,000 など	道路企画課 道路整備課
<b>重点化方針 集客・交流機能の強化とブランド力向上</b>					
観光周遊を促進する道路ネットワークの強化		本県は、豊かな自然や歴史的な町並み、風光明媚なサイクリングロードなど、国内外からの観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源を多数有している。 こうした本県の強みを生かし、インバウンド効果を高め、更なる観光交流人口、観光消費額の増加や観光客の満足度向上につなげるため、井桁状高速道路ネットワークを最大限活用した道路ネットワークの強化により観光振興を図るとともに、サイクリングロードのブランド力向上に取り組む。	高速道路ICから観光地への道路整備	(国)432号竹原ハバース 335,000 など	道路企画課 道路整備課
			観光地間の道路整備	(国)317号青影ハバース 350,000 など	
			サイクリングロードのブランド力向上 (情報発信、環境改善等)	98,800	
みなとの賑わいづくりの促進		「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、多くの人々が訪れ、憩い、楽しめる、活気と賑わいのある魅力的な空間を創出するため、みなとを臨海部の賑わい拠点として整備し、観光・交流機能の強化を図る。	厳島港 (宮島口地区)	1,366,000	港湾漁港整備課
			広島港 (宇品地区)	613,000	



施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
<b>重点化方針 環境保全と循環型社会の構築</b>					
	汚水処理対策の推進	汚水処理対策は、快適な生活環境を創造するとともに、水質改善と健全な水環境の維持・回復を図るものであり、各種汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備を効率的かつ計画的に進めるため、「広島県汚水適正処理構想」に基づき、各市町と連携を図りながら汚水処理施設の整備を推進する。	漁業集落環境整備 (污水管渠の整備等)	114,124	港湾漁港整備課 都市環境整備課 (流域下水道課 (企業局))
<b>重点化方針 防災・減災対策の充実・強化</b>					
	土砂災害防止対策の推進	平成30年7月豪雨災害では、多くの土砂災害が発生し甚大な被害が発生したことから、今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会の提言も踏まえつつ、被災地域の再度災害防止に最優先で取り組むとともに、地域の防災拠点、住宅密集地等を保全する箇所について、予防対策も計画的に進めていく。 さらに、県民の早期警戒・避難に資するための土砂災害警戒区域等の認知度向上や、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の一環として防災情報の充実等のソフト対策強化を図り、ハード対策と一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進する。	土砂災害防止施設の整備 (国直轄、補助公共、単独建設)  「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の見直し等  土砂災害警戒情報の提供等  単独維持修繕事業	24,839,187  123,900  52,500  819,000	砂防課
	災害に強い道路ネットワークの充実	平成30年7月豪雨災害や東日本大震災、熊本地震等を踏まえ、大規模災害の発生に備えた社会インフラの整備として、災害時の緊急車両の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強や法面対策を計画的に推進する。	道路改良・橋梁耐震補強・法面対策	(主)吉田豊栄線 2,085,000 など	道路整備課 都市環境整備課
	総合的な河川防災対策の推進	平成30年7月豪雨災害では、多くの河川において甚大な被害が発生したことから、今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会の提言も踏まえ、被災した河川における再度災害防止に最優先で取り組むとともに、被害が発生する前に治水対策を実施する事前防災も計画的に進めていく。 また、これまでに甚大な浸水被害を受けた河川について、河川改修を進めるとともに、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携し、迅速で的確な水防活動や避難行動を支援するソフト対策を実施し、ハード対策と一体となった安全・安心な地域づくりを推進する。	国直轄事業(負担金) (太田川、芦田川など)  補助公共事業 (三篠川、沼田川、手城川など)  単独建設事業  単独維持修繕事業	(県負担額)  3,536,800  12,028,813  2,077,600  4,736,960	河川課
	地震・高潮対策の推進	人口・資産が集中する本県の沿岸域は、高潮や波浪等によって度重なる被害を受けてきた。 このため、東日本大震災を踏まえた国による防災対策の方針に基づき、本県においても適切な対応を図っていくとともに、効率的かつ計画的に地震・高潮対策を進め、「安全・安心」を実感できる地域づくりを推進する。	河川高潮対策 (国直轄、補助公共)  海岸高潮対策 (国直轄、補助公共)	3,925,300  2,088,000	河川課 港湾漁港整備課
	大規模建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物について、建築物所有者のコスト低減につながる支援を行うことにより、これら建築物の耐震化対策の促進を図る。	民間大規模建築物の耐震化の促進  広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	148,394  300,103	建築課

施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
<b>重点化方針 自立した生活ができる環境の整備</b>					
	県営住宅再編整備の推進	既存県営住宅の長寿命化、建替統廃合、事業量の平準化について定めた「県営住宅再編5箇年計画（第2次）」に基づき、誰もが暮らしやすい住環境の実現に向けて、住宅に困窮する低所得者の安心した暮らしを確保するため、県営住宅の再編整備を推進する。	県営熊野住宅 県営南泉住宅 県営引野住宅 県営長寿園南高層住宅等	350,295 193,828 58,545 1,141,229	住宅課
<b>重点化方針 総合的な交通安全対策の推進</b>					
	交通安全施設等整備の推進	急速な少子・高齢化社会へ進展していく中で、高齢者、障害者をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成するため、歩行空間のバリアフリー化、通学路の歩道整備、交通事故の対策など、安全かつ円滑な交通環境の整備を推進する。 特に、通学路の交通安全確保については、各市町において策定している通学路交通安全プログラムに基づき、引き続き、教育委員会や警察等の関係機関と連携して、安全確保に取り組む。	交通安全施設等整備の推進	(国)183号(平子) 105,000 など	道路整備課
	放置艇対策の推進【一部新規】	公有水面に係留されているプレジャーボート等の放置艇に対する規制強化及び所有者の意識改革を進めることにより、災害時の放置艇流出被害の防止及び係留保管の秩序の確立による公有水面利用の適正化を図る。	放置艇撤去指導 禁止区域及び小型船舶用泊地の指定 公物占使用許可システム改修【新規】	2,640 3,096 20,162	道路河川管理課 港湾振興課
<b>重点化方針 持続可能なまちづくり</b>					
	持続可能なまちづくりを支える社会資本整備の推進	円滑な都市活動を支え、都市活動の活性化を図ることで魅力ある地域環境を創出する。 「広島県中山間地域振興条例」に掲げる豊かで持続可能な中山間地域の実現を目指し、地域の自立を支える生活交通の確保・地域連携や、中心市と周辺地域の機能連携を促進することにより、地域社会の活性化を図る。	魅力ある地域環境の創出 中山間地域等における生活交通の確保	(国)486号(府中拡幅) 1,000,000 など (国)375号(引字根) 1,705,000 など	道路整備課 都市環境整備課
	鞆地区振興推進費	鞆地区の再生・活性化に向けたまちづくりを促進するために、生活利便性の向上や安全・安心の確保などを図ることを目的とした鞆地区の地域振興に係る事業について、福山市と連携・協力し、地元住民の方々と意見交換を重ねながら、取組を進める。	町中の交通処理対策〔土木〕 防災対策〔土木〕 交通・交流拠点等の整備〔土木〕 寄附募集のための情報発信等〔地域〕	684,000 421,000 220,000 18,846	道路整備課 港湾漁港整備課 地域力創造課 (地域政策局)
	福山駅前周辺地区の再生の促進	県の発展に重要な地区において、まちづくりの中核となる施設を整備することにより、地域の活性化につなげるとともに、県の広域的ポテンシャルの向上を図るため、広域交通結節点として県東部地域の拠点である福山駅前周辺地区の再生を支援する。	福山市三之丸町地区の再生の支援	19,914	建築課

施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
<b>社会資本ストックの有効活用</b>					
<b>有効活用 既存ストックの機能改善等</b>					
	空き家の有効活用の促進	専門家による実践的なアドバイスにより移住者受入れの基盤となる空き家バンクの充実等を支援し市町が取組む空き家対策の推進を図るとともに、空き家バンクの効果的な情報発信を行うことで移住希望者とのマッチングを促進する。	空き家活用促進支援	8,190	住宅課
	魅力ある「まちなみづくり」の促進【一部新規】	魅力あるまちなみづくりに取り組む市町と連携して、魅力ある景観等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、本県における集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。	モデル地区の支援	5,555	都市計画課
			他地域への普及促進【新規】	1,875	
	魅力ある建築物の創造	本県のブランドイメージの向上を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信やクリエイティブな人材の育成などを積極的に推進する。	魅力ある公共建築物の創造・発信	3,262	営繕課
			民間建築物への波及	133	
	ゆとりと潤いのある都市緑化の推進	花や緑に関する各種イベント、庭園コンテスト、出展花壇の展示等を通じ、都市緑化の意識の高揚や知識の普及等を図ることにより、県民の協力による都市緑化を推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりを行うため、「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」（ひろしま はなのわ 2020）を県内一円で開催する。	全国都市緑化ひろしまフェア推進事業（会場整備、開催準備、広報等）	151,344	都市環境整備課
<b>有効活用 ハードと一体となったソフト対策の一層の推進</b>					
	広島空港の拠点性強化【一部新規】	航空ネットワークの拡充や航空機利用の利便性向上を図り、中四国地方の拠点空港としての競争力・拠点性を高めるため、航空会社等に対し、路線拡充に向けた取組を実施する。	航空ネットワークの拡充（エアポートセールス等）	50,825	空港振興課
			新規国際定期路線の立ち上がり支援【一部新規】	156,958	
	瀬戸内海クルージングの促進	「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内海の道構想」の一環として、クルーズ客船の誘致・受入に積極的に取り組んでおり、広島港宇品外貨埠頭及び五日市埠頭等においてクルーズ客船の受入を行っている。引き続き、多くの観光客の訪問につながるクルーズ客船の誘致・受入の推進や瀬戸内海クルージングを促進することにより、裾野の広い観光産業の振興を図る。	クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（船寄港時のおもてなし等）	42,589	港湾振興課 港湾漁港整備課
			クルージング需要の掘り起こし（クルージングポータルサイトの運営等）	1,734	
	持続可能なまちづくりの推進【新規】	コンパクトなまちづくりに向け、人口減少下における県民生活や地域経済などの持続性を維持していくために、災害リスクが低く利便性の高いエリアへ居住が集約された都市形成を図る取組を推進する。	行政・住民協働型のまちづくり（スキームの検討）	7,500	都市計画課
			市街化調整区域への編入（編入候補の抽出）	9,020	

施策体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課
<b>社会資本の適正な維持管理</b>					
<b>適正な維持管理 戦略的な維持管理の推進</b>					
	県土保全対策の推進	<p>中山間地域をはじめとした各地域の特色に合わせて県民の安全・安心を確保していくために、県土の基盤である社会資本を適正に維持管理していくなどの県土保全対策に重点的に取り組む。</p>	<p>道路・河川環境整備対策の実施 (道路除草対策、河道浚渫)</p> <p>持続可能な県土保全体制の適切な確保 (護岸修繕、河道浚渫等)</p>	<p>5,807,600</p> <p>(令和3年度債務負担行為) 970,000</p>	<p>道路整備課 河川課</p>
	社会資本の戦略的な維持管理の推進	<p>社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、橋梁や岸壁等の施設は建設後50年以上を経過するものが15年後には約7割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の強化が必要となっている。このような状況の中、社会資本の適切な維持管理を行うことを目的に策定した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、橋梁などの主要な施設毎の「修繕方針」に沿った公共土木施設の機能保全のための計画的な修繕や長寿命化技術の活用によるコスト縮減など、戦略的な維持管理を引き続き推進する。</p>	<p>主要な公共土木施設の修繕 ・道路(橋梁補修等) ・河川(排水機場修繕等) ・ダム(補修・更新等) ・砂防(堰堤修繕等) ・港湾(岸壁補修等) ・海岸(排水機場修繕等) ・公園(運動施設修繕等)</p> <p>インフラ長寿命化技術活用促進事業</p>	<p>8,841,130</p> <p>13,700</p>	<p>技術企画課 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市環境整備課</p>
<b>3つのマネジメント方針を効果的に進めるための施策・イノベーション</b>					
<b>効果的な施策 デジタル技術を活用した新たなインフラマネジメントの推進</b>					
	デジタル技術を活用したインフラマネジメントの仕組みづくり【新規】	<p>近年、頻発する集中豪雨などによる甚大な被害の発生、既存インフラの老朽化の進展、人口減少、少子・高齢化の進行による技術者等の担い手不足などが今後、一層懸念される。このことから、引き続き、防災・減災対策に資するインフラ整備を計画的に推進するとともに、進展を続けるICT・IoT技術等を最大限に活用し、官民連携による最適なインフラマネジメントを進めることで、県民の安全・安心の確保、インフラを利用する人の利便性向上を目指す。</p>	<p>インフラマネジメント基盤検討事業 (仕組み等の検討)</p>	<p>35,000</p>	<p>技術企画課</p>
<b>効果的な施策 多様な主体との連携</b>					
	ひろしまアダプト活動の推進	<p>官民協働で道路や河川等の公共土木施設維持のための環境向上に取り組むため、アダプト活動認定団体に対し、活動経費の一部を支援する。このことにより、新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し、県民の公共施設への愛着心の醸成や住民主体の地域づくりの推進を図る。</p>	<p>ひろしまアダプト活動支援事業 (活動認定団体への奨励金交付)</p>	<p>28,613</p>	<p>道路河川管理課</p>

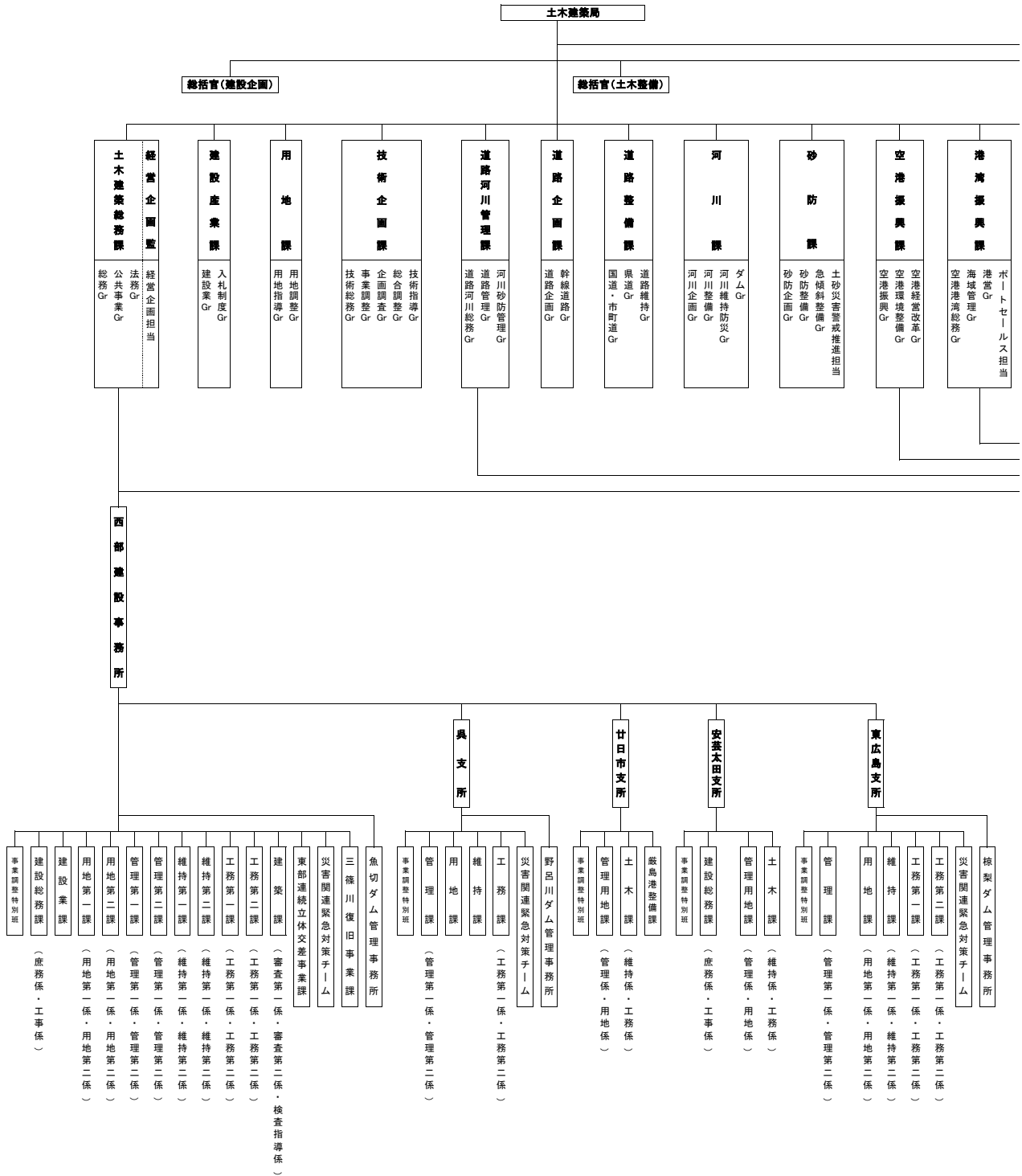


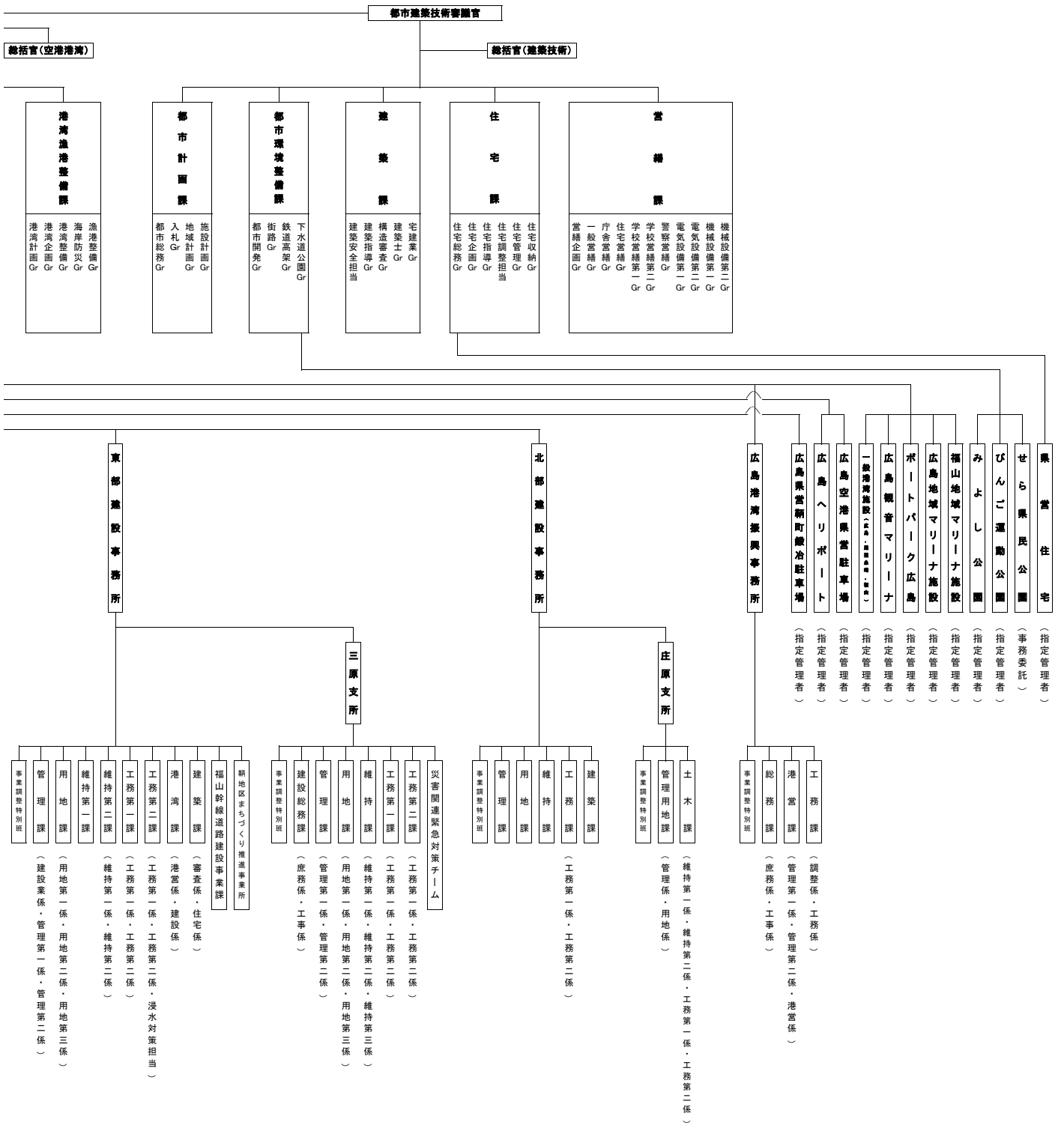


# 3 土木建築局行政組織

令和2年度土木建築局

## (1) 組織図





## (2) 職員現員表

(令和2年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員 (7/4/14)	再任用 職員 (3/4/勤務)	合計	派遣	職員 総数	派 遣 の 内 訳			
		土木	建築	その他	小計									
本 庁	土木建築総務課・経営企画監	27	4	2		6			33	49	82	福島県	1	
	建設産業課	10		1		1			11		11	広島市	1	
	用地課	9		1		1			10		10	呉市	1	
	技術企画課	5	21			21			26		26	竹原市	1	
	道路河川管理課	20				0			20		20	三原市	1	
	道路企画課		8			8			8		8	福山市	1	
	道路整備課		16			16			16		16	三次市	1	
	河川課	1	18			18		1	20		20	大竹市	1	
	砂防課	1	15			15			16		16	廿日市市	2	
	空港振興課	12	1			1			13		13	安芸高田市	1	
	港湾振興課	23	1			1		1	25		25	江田島市	1	
	港湾漁港整備課		18			18			18		18	熊野町	1	
	都市計画課	9	8	4		12		1	22		22	坂町	1	
	都市環境整備課	1	13	5		18			19		19	計	14	
	建築課	4		15	2	17			21		21			
	住宅課	9		20		20		3	32		32			
	営繕課			33	25	58	1		59		59			
	計	131	123	81	27	231	1	6	369	49	418			
	地 方 機 関	西部建設事務所	65	77	13		90	5	4	164		164	土地開発公社	3
		呉支所	21	38			38		4	63		63	道路公社	6
廿日市支所		15	25			25			40		40	広島高速道路公社	19	
安芸太田支所		20	24			24			44		44	住宅供給公社	1	
東広島支所		23	59			59	3	2	87		87	日本下水道事業団	1	
東部建設事務所		38	68	8		76	1	1	116		116	㈱港湾管理センター	2	
三原支所		35	63			63		1	99		99	広島県土木協会	3	
北部建設事務所		14	26	6		32		2	48		48	計	35	
庄原支所		12	27			27	1	3	43		43			
広島港湾振興事務所		23	18			18	1	2	44		44			
計	266	425	27	0	452	11	19	748	0	748				
合 計	397	548	108	27	683	12	25	1,117	49	1,166	合 計	49		



### (3) 地方機関等の位置等

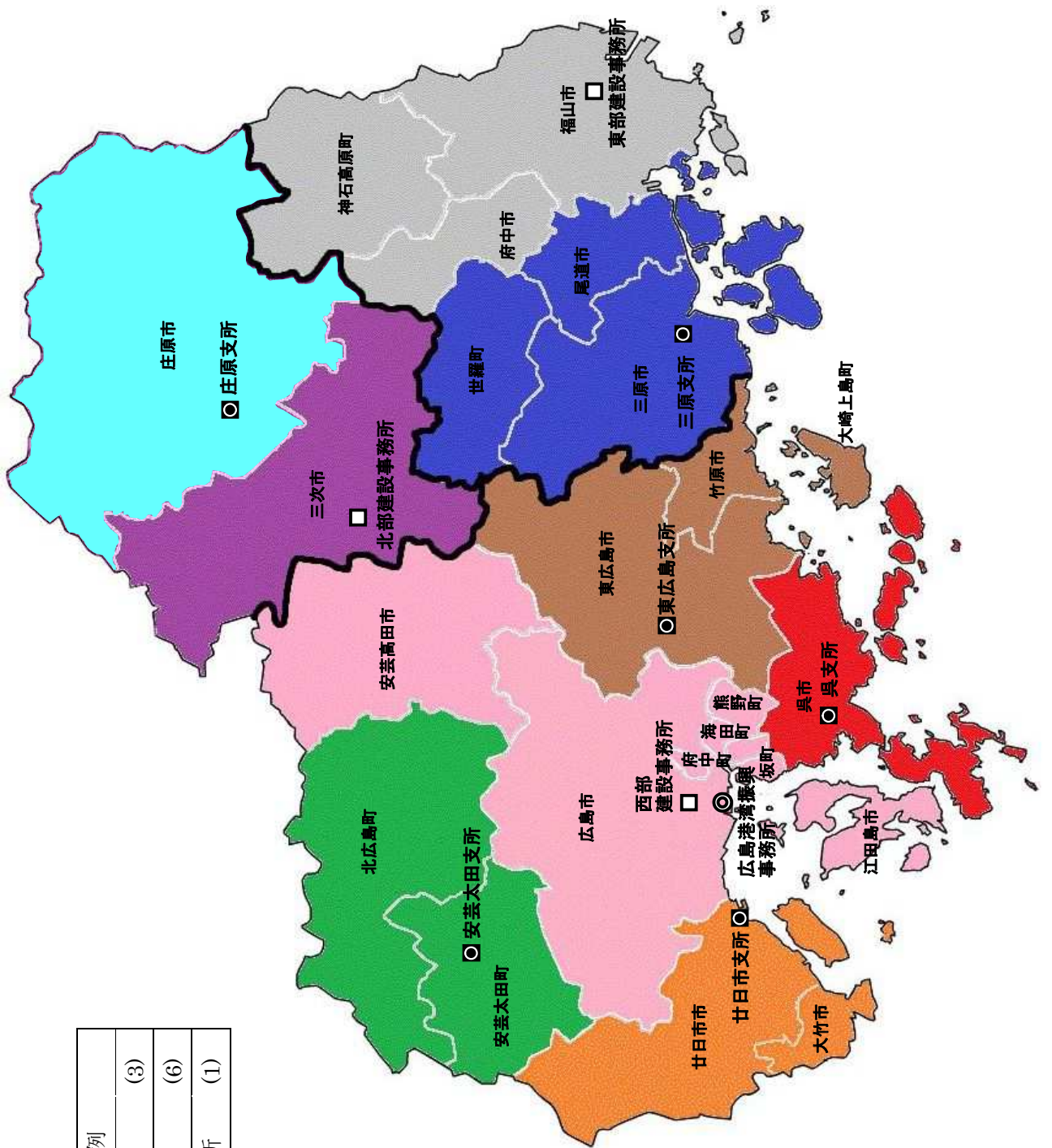
(行政機関)

名 称	位 置 番 号 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田 島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含 む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大 竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安 芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する 事務については, 庄原市 を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する 事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港, 鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五 日市漁港及び広島市似島海岸 (地先海面を含む)	




#### (4) 管内要図

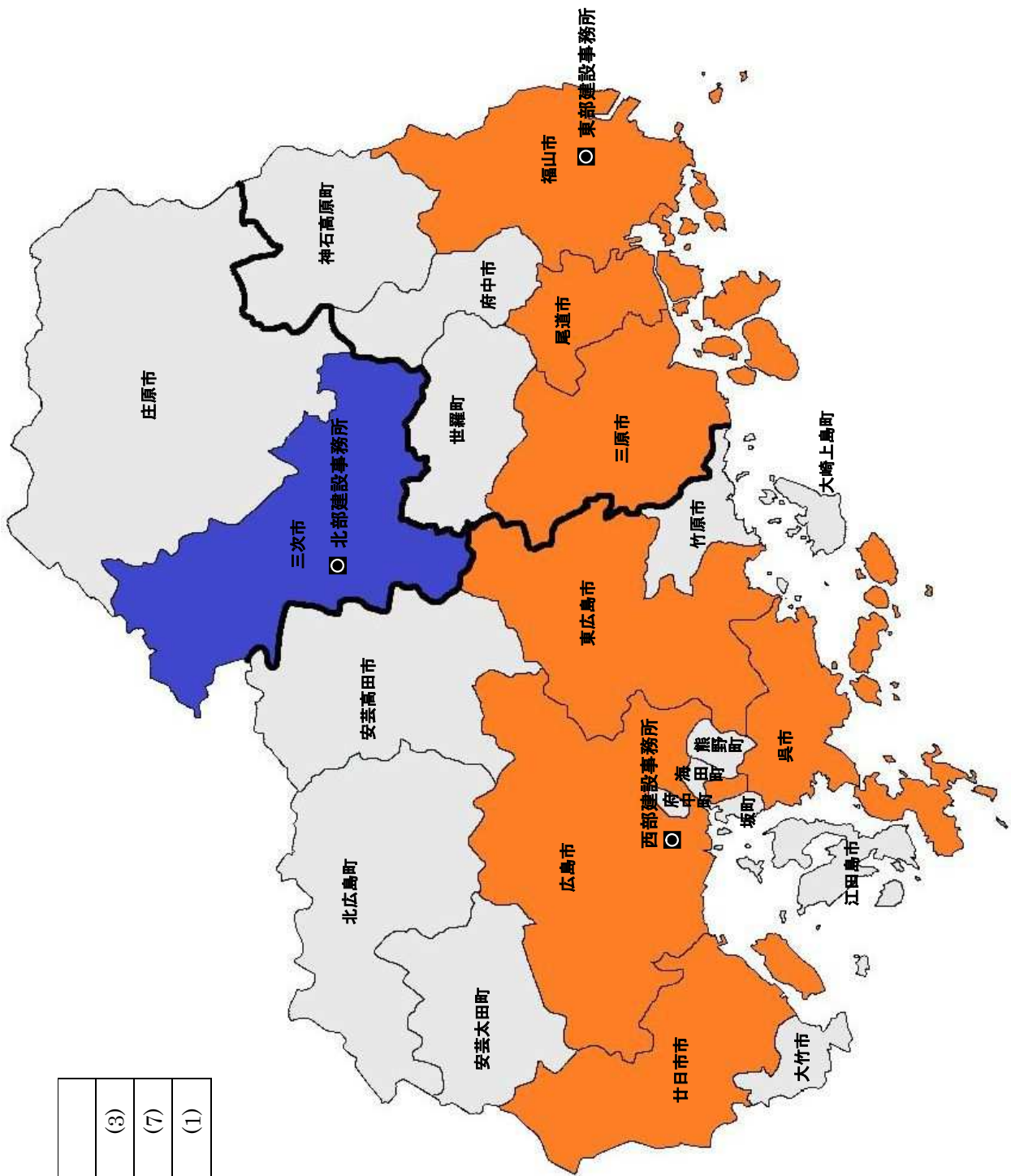
##### ①土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)



## ② 建築行政管内

凡	例
	建設事務所 (3)
	特定行政庁 (7)
	限定特定行政庁 (1)



## (5) 土木建築局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木部（6課）</li> <li>監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課</li> <li>建築部（3課）</li> <li>建築課，住宅課，営繕課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所</li> <li>広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所</li> </ul>
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 〔8課 監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課〕	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所（広島，呉，三原，福山，三次）， 土木事務所（廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原）に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置→ 49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1課 1室 新空港地域整備室, 港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及び 下水道課を再編整備し、都市政策課, 都市 計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及び通勤飛行場整備室を設置	
5.10.29	通勤飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3.31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3.31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及びび室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3.31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3.31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>



年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局 3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
24. 11. 15		<p>広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置</p>
25. 4. 1	<p>漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成27. 3. 31		広島へリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	<p>局名を土木局から土木建築局に、土木総務課を土木建築総務課に改称 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂法指定推進担当を設置</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
31. 4. 1	<p>都市計画課及び下水道公園課を再編整備し、都市計画課及び都市環境整備課に改組し、下水道公園課を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
令和2. 4. 1	<p>土砂災害警戒区域等の指定完了に伴い、土砂法指定推進担当を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

## 4 令和2年度当初予算

### (1) 一般会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	R元年度 当初予算 A	R2年度 当初予算 B	R元年度 当初予算比 B/A	R元年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
公共事業費	88,055	107,397	122.0	4,823	112,220
補助公共事業費等	61,811	77,676	125.7	4,823	82,499
補助公共事業費	48,777	62,966	129.1	2,999	65,965
直轄事業負担金	13,034	14,710	112.9	1,824	16,534
単独公共事業費	26,244	29,721	113.3	0	29,721
単独建設事業費	12,420	12,823	103.2	0	12,823
維持修繕費	13,824	16,898	122.2	0	16,898
災害復旧事業費	44,468	25,886	58.2	0	25,886
その他事業費等	10,641	12,838	120.6	0	12,838
合 計	143,165	146,121	102.1	4,823	150,944

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2) R元年度当初予算は、流域下水道事業分を除く

注3) R元年度当初予算は、H29年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分(2,073百万円)を含む

注4) R2年度当初予算は、H30年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分(9,547百万円)を含む

### (2) 特別会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	R元年度 当初予算 A	R2年度 当初予算 B	R元年度 当初予算比 B/A	R元年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
港湾特別整備事業費	13,194	12,106	91.8	0	12,106
県営住宅事業費	5,040	5,041	100.0	0	5,041
合 計	18,234	17,146	94.0	0	17,146

注) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

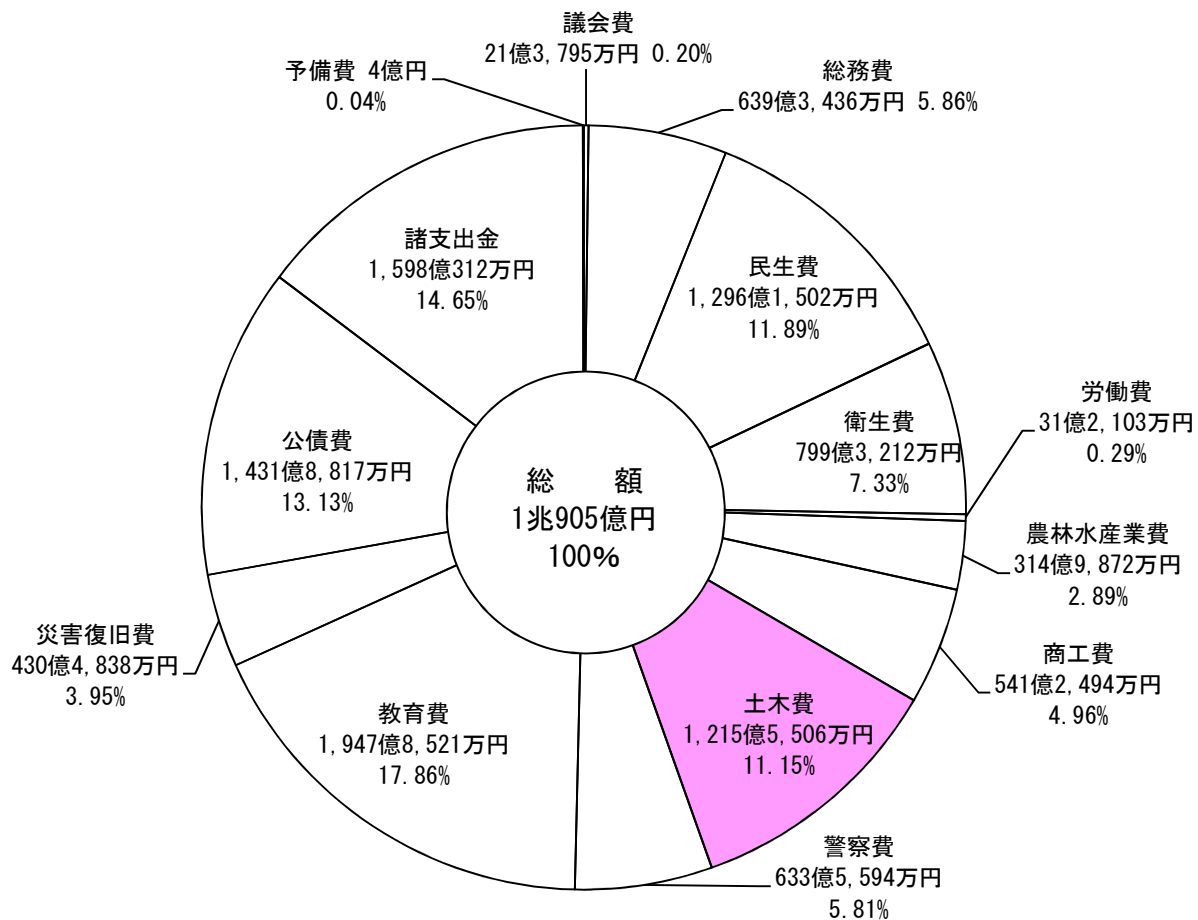
### (3) 一般会計歳出予算事業別内訳表

(単位：千円, %)

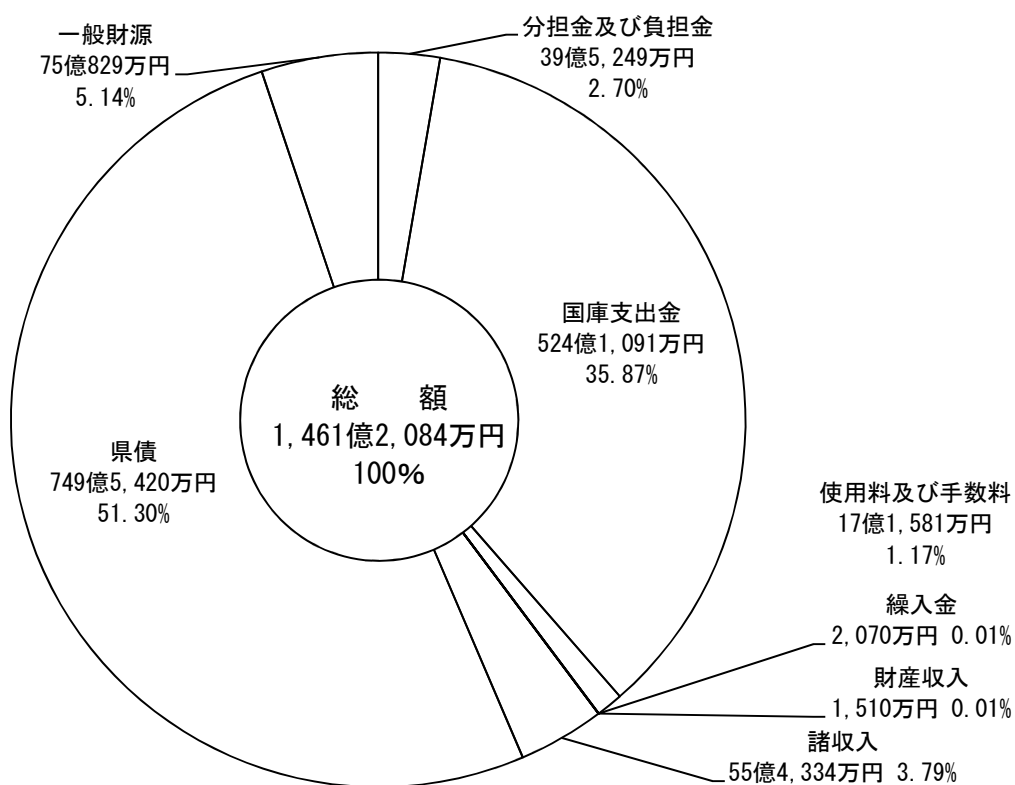
区 分	R 元年度 当初予算	R 2 年度 当初予算						比率
	A	B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	B/A
道路事業費	41,655,206	48,203,977	20,883,500	7,269,667	6,930,350	9,583,594	3,536,866	115.7
河川事業費	14,269,832	21,248,878	10,579,813	2,586,800	2,077,600	4,736,960	1,267,705	148.9
砂防事業費	17,826,788	25,418,787	20,347,987	2,770,000	1,394,600	819,000	87,200	142.6
海岸事業費	1,785,000	1,774,000	1,352,000	322,000	0	100,000	0	99.4
港湾事業費	8,949,396	9,949,595	5,014,500	1,198,700	1,341,800	961,161	1,433,434	111.2
漁港事業費	1,501,473	1,500,667	1,241,174	0	163,745	84,164	11,584	99.9
空港事業費	1,092,239	1,316,889	58,001	562,984	60,908	10,180	624,816	120.6
街路等事業費	3,832,264	4,009,987	3,206,892	0	803,095	0	0	104.6
公園事業費	258,489	404,439	281,914	0	51,400	71,125	0	156.5
住宅事業費	22,284	33,945	0	0	0	0	33,945	152.3
災害復旧事業費	44,468,479	25,885,684	25,785,684	0	100,000	0	0	58.2
その他事業費	7,503,396	6,373,989	0	0	0	531,800	5,842,189	84.9
合 計	143,164,846	146,120,837	88,751,465	14,710,151	12,923,498	16,897,984	12,837,739	102.1

#### (4) 令和2年度土木建築局関係当初予算 (図表)

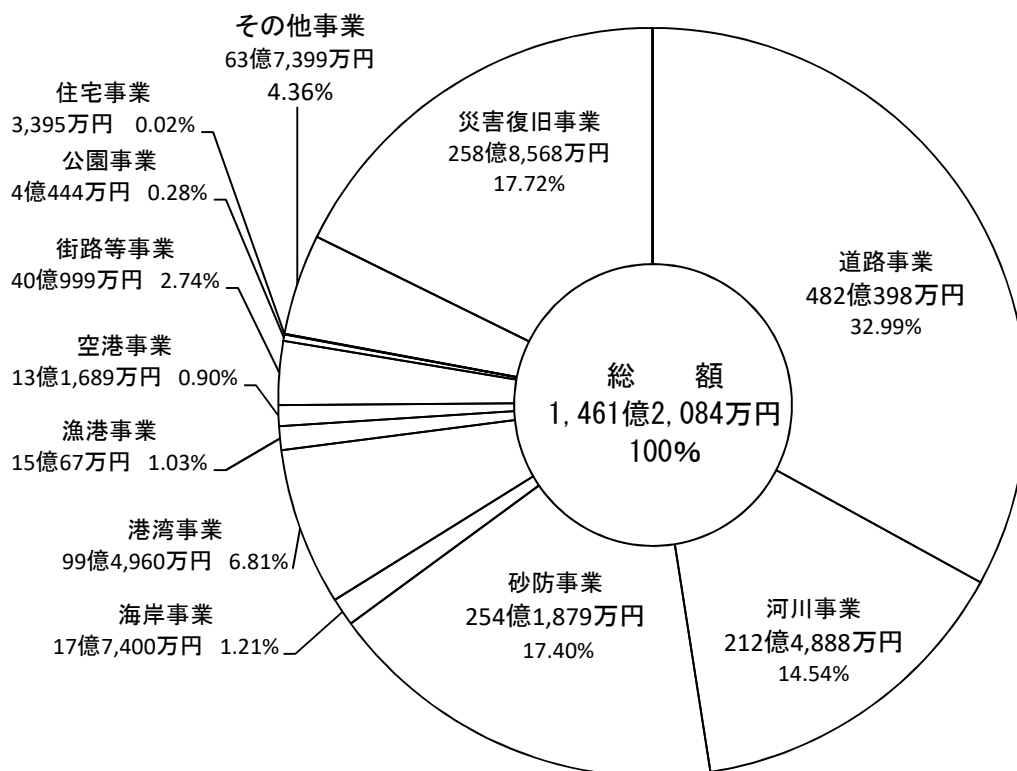
##### ① 県予算 (一般会計)



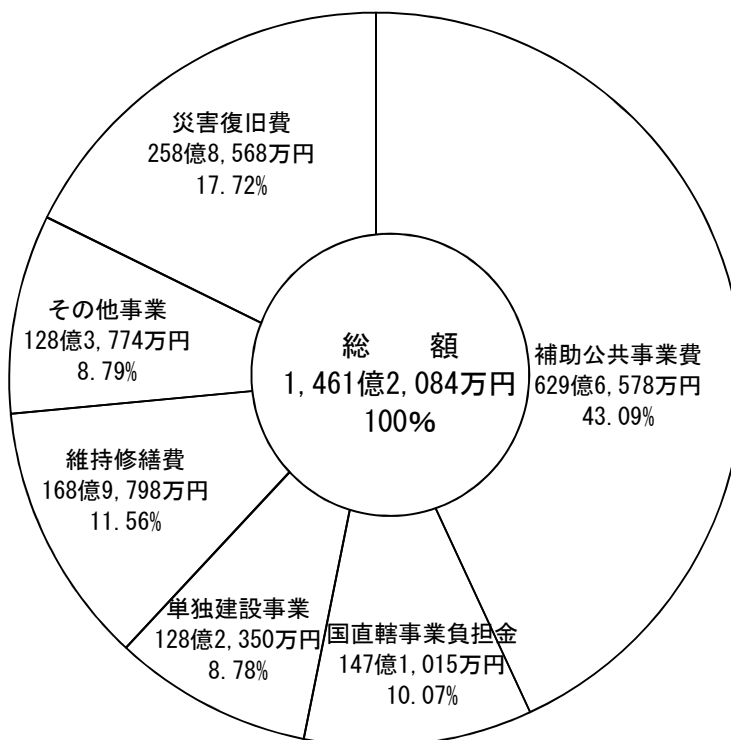
##### ② 土木建築局関係予算 財源内訳 (一般会計)



③ 土木建築局関係予算 歳出内訳（一般会計）



④ 土木建築局関係予算 事業別内訳（一般会計）



## (5) 令和2年度土木建築局関係当初予算

### ① 一般会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	令和元年度		令和2年度 当初予算額 (C)	比		較 (C)/(B)	(C)の財源内訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)		分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業	48,777,029	53,122,658	62,965,781	129.09%	118.53%	2,267,175		31,248,902					28,901,900	547,804
災害復旧 事業	44,368,479	32,212,322	25,785,684	58.12%	80.05%			16,721,029					9,030,200	34,455
単独事業	100,000	10,000	100,000	100.00%	1000.00%							100,000		
計	44,468,479	32,222,322	25,885,684	58.21%	80.33%			16,721,029					9,130,200	34,455
国直轄事業負担金	13,034,137	15,197,730	14,710,151	112.86%	96.79%	315,096							14,394,800	255
単独建設事業	12,420,228	12,601,228	12,823,498	103.25%	101.76%	477,002							10,427,600	1,918,896
維持修繕事業	13,823,604	17,093,604	16,897,984	122.24%	98.86%	68,780	4,541					38,147	7,054,600	9,731,916
その他事業	10,641,369	10,298,943	12,837,739	120.64%	124.65%	129,629	440,545	11,693		20,700	3,021,227		2,650,000	6,563,945
一般財源歳入	—	—	—	—	—	694,804	1,270,720	4,429,286	15,100		2,483,967		2,395,100	△11,288,977
合計	143,164,846	140,536,485	146,120,837	102.06%	103.97%	3,952,486	1,715,806	52,410,910	15,100	20,700	5,543,341		74,954,200	7,508,294

※令和元年度当初予算額は、流域下水道事業分を除く。

### ② 特別会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	令和元年度		令和2年度 当初予算額 (C)	比		較 (C)/(B)	(C)の財源内訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)		分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備事業費	13,193,971	13,256,240	12,105,574	91.75%	91.32%	224,033	2,579,630		697,072	1,676,534	1		39,504	6,888,800
流域下水道事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県営住宅事業費	5,039,675	4,826,536	5,040,609	100.02%	104.44%	40	3,141,620	661,759	2,474	349,335	20,007	2,374	863,000	
合計	18,233,646	18,082,776	17,146,183	94.04%	94.82%	224,073	5,721,250	661,759	699,546	2,025,869	20,008	41,878	7,751,800	

※流域下水道事業費は、令和元年度から企業会計へ移行



## (6) 土木建築局関係予算の推移

### ① 総括表

(単位:千円)

区分	平成29年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度			[参考]		
	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	令和2年度 2月補正 (国補正対応)	令和2年度合計 (当初+2月補正 (国補正対応))	令和元年度 2月補正 (国補正対応)	令和元年度 当初比	
																当初比
補助公共事業	30,135,777	41,459,346	102.0%	68,790,240	165.9%	48,777,029	158.7%	53,122,658	77.2%	62,965,781	129.1%	2,999,000	65,964,781	2,999,000	135.2%	
国直轄事業負担金	9,634,919	9,137,217	95.0%	15,003,637	164.2%	13,034,137	142.5%	15,197,730	101.3%	14,710,151	112.9%	1,824,000	16,534,151	1,824,000	126.9%	
単独建設事業	10,354,465	11,971,276	106.8%	11,164,067	93.3%	12,420,228	112.3%	12,601,228	112.9%	12,823,498	103.2%	—	12,823,498	—	103.2%	
維持修繕費	12,790,372	13,880,922	104.3%	24,278,300	174.9%	13,823,604	103.6%	17,093,604	70.4%	16,897,984	122.2%	—	16,897,984	—	122.2%	
その他の事業	12,060,162	12,267,175	98.6%	11,517,956	93.9%	13,569,174	114.1%	10,298,943	89.4%	12,837,739	94.6%	—	12,837,739	—	94.6%	
災害復旧費	3,398,340	4,216,125	111.2%	46,824,490	1110.6%	44,468,479	1177.3%	32,222,322	68.8%	25,885,684	58.2%	—	25,885,684	—	58.2%	
合計	78,374,035	92,932,061	102.0%	177,578,690	191.1%	146,092,651	182.7%	140,536,485	79.1%	146,120,837	100.0%	4,823,000	150,943,837	4,823,000	103.3%	

(単位:千円)

## ② 補助公共事業等

区分	平成29年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度				〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	最終比	当初予算額	令和元年度2月補正(国補正対応)	令和2年度合計(当初+2月補正(国補正対応))	令和元年度当初比
道路	11,800,000	17,237,223	12,413,000	14,510,535	84.2%	19,397,851	21,513,263	156.3%	148.3%	20,883,500	21,513,263	107.7%	148.3%	20,883,500	923,000	21,806,500	112.4%
河川	2,721,100	4,846,220	2,383,970	8,702,900	179.6%	6,973,425	8,356,925	292.5%	96.0%	10,579,813	8,356,925	151.7%	96.0%	10,579,813	1,449,000	12,028,813	172.5%
砂防	6,263,607	9,590,948	5,792,850	35,707,100	372.3%	11,365,988	11,449,817	196.2%	32.1%	20,347,987	11,449,817	179.0%	32.1%	20,347,987	189,000	20,536,987	180.7%
海岸	1,257,000	1,390,400	1,146,000	1,138,590	81.9%	1,363,000	1,251,550	118.9%	109.9%	1,352,000	1,251,550	99.2%	109.9%	1,352,000	105,000	1,457,000	106.9%
港湾	3,958,000	4,530,927	4,798,500	4,871,600	107.5%	4,995,500	5,264,500	104.1%	108.1%	5,014,500	5,264,500	100.4%	108.1%	5,014,500	333,000	5,347,500	107.0%
漁港	1,049,603	983,952	1,018,085	1,046,008	106.3%	1,242,050	1,326,314	122.0%	126.8%	1,241,174	1,326,314	99.9%	126.8%	1,241,174	—	—	—
空港	—	—	71,709	71,709	皆増	162,529	162,529	226.7%	226.7%	58,001	162,529	35.7%	226.7%	58,001	—	—	—
街路・都市計画	2,952,453	2,815,962	3,035,113	2,598,599	92.3%	3,140,722	3,565,878	103.5%	137.2%	3,206,892	3,565,878	102.1%	137.2%	3,206,892	—	—	—
公園	74,014	63,714	74,014	143,199	224.8%	135,964	231,882	183.7%	161.9%	281,914	231,882	207.3%	161.9%	281,914	—	—	—
補助公共	30,135,777	41,459,346	30,733,241	68,790,240	165.9%	48,777,029	53,122,658	158.7%	77.2%	62,965,781	53,122,658	129.1%	77.2%	62,965,781	2,999,000	65,964,781	135.2%
災害復旧費	3,298,340	4,206,125	3,677,290	45,674,490	1085.9%	44,368,479	32,212,322	1206.6%	70.5%	25,785,684	32,212,322	58.1%	70.5%	25,785,684	—	—	—
道路	4,844,919	4,554,083	4,848,833	6,113,105	134.2%	5,041,083	6,849,766	104.0%	112.1%	7,269,667	6,849,766	144.2%	112.1%	7,269,667	440,000	7,709,667	152.9%
河川	978,000	1,084,867	965,000	2,764,599	254.8%	2,710,117	2,989,700	280.8%	108.1%	2,586,800	2,989,700	95.4%	108.1%	2,586,800	950,000	3,536,800	130.5%
砂防	2,496,000	2,041,667	2,111,300	4,689,833	229.7%	3,795,000	3,458,169	179.7%	73.7%	2,770,000	3,458,169	73.0%	73.7%	2,770,000	314,000	3,084,000	81.3%
海岸	272,000	511,000	272,000	643,000	125.8%	322,000	595,000	118.4%	92.5%	322,000	595,000	100.0%	92.5%	322,000	120,000	442,000	137.3%
港湾	774,000	779,600	677,000	613,100	78.6%	798,000	941,353	117.9%	153.5%	1,198,700	941,353	150.2%	153.5%	1,198,700	—	—	—
空港	270,000	166,000	275,267	180,000	108.4%	367,937	363,742	133.7%	202.1%	562,984	363,742	153.0%	202.1%	562,984	—	—	—
国直轄事業負担金	9,634,919	9,137,217	9,149,400	15,003,637	164.2%	13,034,137	15,197,730	142.5%	101.3%	14,710,151	15,197,730	112.9%	101.3%	14,710,151	1,824,000	16,534,151	126.9%
合計	43,069,036	54,802,688	43,559,931	129,468,367	236.2%	106,179,645	100,532,710	243.8%	77.7%	103,461,616	100,532,710	97.4%	77.7%	103,461,616	4,823,000	108,284,616	102.0%

③ 単独建設事業・維持修繕費等

(単位:千円)

区分	平成29年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当年初比	令和元年度 2月補正 (国補正対応)	令和2年度合計 (当初2月補正 (国補正対応))	令和元年度 当年初比
			当初比	最終比		当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	当初比	最終比	当年初比			
道路	5,989,778	6,741,778	105.2%	6,220,586	92.3%	6,799,949	6,799,949	107.9%	6,799,949	109.3%	6,930,350	101.9%	—	6,930,350	101.9%
河川	1,147,000	1,537,500	100.0%	1,365,000	88.8%	1,333,600	1,514,600	116.3%	1,514,600	111.0%	2,077,600	155.8%	—	2,077,600	155.8%
砂防・急傾斜	905,000	1,311,000	104.1%	1,242,000	94.7%	1,839,600	1,839,600	195.3%	1,839,600	148.1%	1,394,600	75.8%	—	1,394,600	75.8%
港湾	1,393,764	1,393,764	110.2%	1,236,000	88.7%	1,341,800	1,341,800	87.4%	1,341,800	108.6%	1,341,800	100.0%	—	1,341,800	100.0%
漁港	167,667	167,667	94.6%	158,545	94.6%	163,745	163,745	103.3%	163,745	103.3%	163,745	100.0%	—	163,745	100.0%
空港	18,400	18,400	1278.3%	235,205	1278.3%	198,592	198,592	84.4%	198,592	84.4%	60,908	30.7%	—	60,908	30.7%
街路・都市計画	689,856	750,667	100.1%	658,731	87.8%	691,542	691,542	100.1%	691,542	105.0%	803,095	116.1%	—	803,095	116.1%
公園	43,000	50,500	111.6%	48,000	95.0%	51,400	51,400	107.1%	51,400	107.1%	51,400	100.0%	—	51,400	100.0%
単独建設事業計	10,354,465	11,971,276	106.8%	11,164,067	93.3%	12,420,228	12,601,228	112.3%	12,601,228	112.9%	12,823,498	103.2%	—	12,823,498	103.2%
道路	7,893,000	8,335,000	105.2%	13,749,000	165.0%	8,506,594	8,506,594	102.5%	8,506,594	61.9%	9,583,594	112.7%	—	9,583,594	112.7%
河川	2,328,000	2,665,550	104.3%	4,818,000	180.8%	2,738,960	5,287,960	112.8%	5,287,960	109.8%	4,736,960	172.9%	—	4,736,960	172.9%
砂防・急傾斜 ・地すべり	819,000	903,000	100.0%	2,339,000	259.0%	819,000	919,000	100.0%	919,000	39.3%	819,000	100.0%	—	819,000	100.0%
海岸	100,000	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	—	100,000	100.0%
港湾	961,161	1,188,161	100.0%	2,445,761	205.8%	961,161	1,395,861	100.0%	1,395,861	57.1%	961,161	100.0%	—	961,161	100.0%
漁港	84,164	84,164	100.0%	170,564	202.7%	84,164	192,764	100.0%	192,764	113.0%	84,164	100.0%	—	84,164	100.0%
空港	10,800	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	10,800	100.0%	10,800	100.0%	71,125	658.0%	—	71,125	658.0%
公園	62,447	62,447	164.3%	113,375	181.6%	71,125	148,825	69.3%	148,825	131.3%	10,180	14.3%	—	10,180	14.3%
総合	531,800	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	—	531,800	100.0%
維持修繕費計	12,790,372	13,880,922	104.3%	24,278,300	174.9%	13,823,604	17,093,604	103.6%	17,093,604	70.4%	16,897,984	122.2%	—	16,897,984	122.2%
合計	23,144,837	25,852,198	105.4%	35,442,367	137.1%	26,243,832	29,694,832	107.6%	29,694,832	83.8%	29,721,482	113.3%	—	29,721,482	113.3%
災害復旧費	100,000	10,000	100.0%	1,150,000	11500.0%	100,000	10,000	100.0%	10,000	0.9%	100,000	100.0%	—	100,000	100.0%

## 5 平成30年7月豪雨からの復旧・復興プラン

### (1) 概要

戦後最大級の災害に立ち向かい、今後の復旧・復興における県としての姿勢・基本的な考え方、更には具体的な取組のロードマップを示すことで、県民の皆様の将来に向けた展望を早い段階で描いていただくため、発災2か月後（9月11日）に「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定した。

#### 【基本方針】

- ・ 県民生活や経済活動の日常を取り戻す。
- ・ 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。  
これらを実現するために、
- ・ ピンチをチャンスに変える視点で取り組む。

このプランでは、『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』を目指す姿に位置付けるとともに、『将来に向けた強靱なインフラの創生』を柱の一つに掲げ、被災地の日も早い復旧・復興に全力で取り組むこととしている。

#### 【取組】

- 被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより必要な強靱化を進める。
- 防災・減災に資する新たなまちづくりを市町と連携して進め、住民の安全な居住が誘導されるよう取組を進める。
- 二次災害防止を図りつつ、被災された住民の皆様の日常の回復が図られるよう、全力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む。
- 再度災害防止の観点から、改良復旧に積極的に取り組むとともに、被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより、公共土木施設の強靱化を進める。

### (2) 災害からの着実な復旧（将来に向けたインフラの創生）

#### 【災害復旧事業（公共土木施設）】

- ◆ 公共土木施設の災害復旧事業については、5月末時点で全2,550箇所のうち、1,868箇所の工事に着手し、このうち985箇所の工事が完成している。
- ◆ 災害復旧事業については、発災から3か年にあたる今年度中の復旧完了を目標としてきた。しかし、公共土木施設については、全国的に頻発している災害による人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い県外からの事業者や労働者の確保が困難となった状況が重なったことなどから、一部の地域において不調・不落や工事進捗の遅れが生じており、全体の約2割にあたる箇所の工事の完成が令和3年度にずれ込む見通しとなっている。
- ◆ 今後は、社会情勢を見極めながら、遠隔地からの労働者確保に重点的に取り組むことなどにより、人家に近接した箇所など県民生活に影響の大きい箇所については、来年の出水期までに完成させ、残る箇所については、出水期前の現場点検や土のう等の設置など万全の対策を講じつつ、令和3年度中の完成を目指して取り組む。

### (3) 復旧から創造的復興へ（将来に向けた強靱なインフラの創生）

#### 【公共土木施設の強靱化】

- ◆ 被災箇所を含めた一連の区間を道路拡幅することによって、再度災害防止のための改良を実施（道路）
- ◆ 被災箇所を含めた一連の区間を改良することによって、平成30年7月豪雨相当の流用について家屋浸水被害を解消する対策を実施（河川）

#### 【砂防ダム等の建設による県土の強靱化】

- ◆ 砂防ダムなど土砂災害防止施設の整備により、災害に強いまちづくりを推進

#### 【安全・安心に暮らせるまちづくりの推進】

- ◆ 地域と行政が連携して防災活動を促進するなど、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進

#### 【ロードマップ】

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
道路	二次災害防止 道路啓開 災害復旧事業 (重要路線等)	災害関連事業 災害復旧事業 (その他路線)			
河川	二次災害防止 災害復旧事業 (甚大被害箇所等)	災害関連事業等(～2022) 災害復旧事業 (人家に近接した箇所) (住民生活に影響が大きい箇所)		災害復旧事業 (その他箇所)	
砂防	二次災害防止 災害復旧事業 (甚大被害箇所等)	災害関連緊急事業 再度災害防止対策事業(～2023) 災害復旧事業 (人家に近接した箇所) (住民生活に影響が大きい箇所)			災害復旧事業 (その他箇所)
下水道	流域下水道 仮処理施設 災害復旧事業				
まちづくり	都市計画制度運用方針の改定		都市計画区域マスタープランの見直し		
	安全・安心に暮らせるまちづくりの推進				

## 6 社会資本整備の優先順位の設定について

### (1) 社会資本整備の優先順位の設定の目的

- 平成23年度以前は、道路、河川など、事業ごとの優先順位に基づき、実施箇所の評価、判断を行い、社会資本の整備を進めてきた
- 平成24年6月には、客観的な数値化が困難な場合でも定性的な指標により評価することが可能なAHP法(階層化意思決定法)を用いて、事業を超えた横断的な施策分野において社会資本整備の優先順位を設定し、毎年度の予算配分等に反映させ、整備の更なる重点化と効率性・効果性の向上を図ったところ
- 平成27年度に、社会資本未来プランの改定に合わせて社会資本整備の優先順位を再設定することとし、これまでと同様に、AHP法による相対順位付けを行う手法により実施し、引き続き、効果的・効率的に社会資本整備を進める

### (2) 社会資本整備の優先順位の位置付け〔活用策〕

- 社会資本整備の優先順位は、限られた財源を最大限有効に活用し、効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、施策区分や事業区分を超えた優先順位付けを行うものであり、
  - **土木建築局の公共事業の予算編成等において、どの事業にどの程度財源を配分すべきかを設定する際の基礎資料**
  - **『社会資本未来プラン』のフォローアップ等において、どの施策に重点投資すべきかを設定する際の基礎資料**として位置付け(個々の事業箇所に対する実施の要否や事業費配分の判断に用いるものではないこと ⇒ これらは事業別整備計画で設定)

### (3) 社会資本整備の優先順位の設定方法

#### ① 評価対象

平成28年度から令和2年度の5年間に実施が見込まれる補助公共事業及び国直轄事業(道路・街路・交通安全・河川・砂防・海岸・港湾)

#### ② 評価単位(評価に際して事業箇所をグループ化したもの)

- 事業箇所について、事業別(7区分)・施策別(6区分)・優先度別(2区分)に32にグループ化したもの

事業別 (7区分)	事業の種類に応じた7区分 (1)道路事業, (2)街路事業, (3)交通安全事業, (4)河川事業, (5)砂防事業, (6)海岸事業, (7)港湾事業
施策別 (6区分)	『社会資本未来プラン』に掲げた7施策のうち、該当事業の存する6区分 ①広域 ～ <b>広域</b> 的な交流・連携基盤の強化                      ④防災 ～ <b>防災</b> ・減災対策の充実・強化 ②集客 ～ <b>集客</b> ・交流機能の強化とブランド力向上            ⑤交通 ～ 総合的な <b>交通安全</b> 対策の推進 ③環境 ～ <b>環境</b> 保全と循環型社会の構築                        ⑥持続 ～ <b>持続</b> 可能なまちづくり
優先度別 (2区分)	事業別整備計画上の事業優先度区分を踏まえて設定した2区分 A ～ 後半5年間で集中的に取り組むものなど B ～ 計画的な投資により段階的に整備するもの

#### ③ 評価基準

- 「県民起点」「現場主義」「成果主義」の観点から総合的な評価を行うため、人口や資産の集積の度合いなどに左右される「事業効果(B/Cなど)」のみならず、「実施環境(地元の期待度など)」や「波及的影響(期待される波及効果など)」を評価項目に設定

事業効果	B/C(当該事業の費用と受益者側の便益との比)がどれだけ大きい
実施環境	事業を計画どおり円滑に進めることができる環境にあるかなど、事業の実施環境がどれだけ整っているか
波及的影響	貨幣換算することが困難な効果・影響や、施策目標達成度・施策課題への対応に係わる事項など

#### ④ 優先順位付け

- (2)の評価単位(32にグループ化したもの)を対象に、(3)の評価基準により、客観的な数値化が困難な場合でも定性的な指標により評価することが可能な階層化意思決定法(AHP法)<sup>※</sup>を用いて、1位から32位まで順位付け

※ 個々の事業箇所を1対1で比較するに際し、数値化が可能な事項((3)の「事業効果」など)のほか、数値化が困難な事項((3)の「実施環境」「波及的影響」など)も勘案しながら評価を行い、優先順位を付ける手法(適用例:首都機能移転先候補地選定(国会等移転審議会)など)



#### (4) 優先順位の評価結果

プライオリティー	広域的な交流・連携基盤の強化	集客・交流機能の強化とブランド力向上	環境保全と循環型社会の構築	防災・減災対策の充実・強化	総合的な交通安全対策の推進	持続可能なまちづくり	
☆☆☆ ☆☆	1 道路 - 広域 - A 2 港湾 - 広域 - A	3 港湾 - 集客 - A 4 道路 - 集客 - A		5 海岸 - 防災 - A 8 河川 - 防災 - A 9 港湾 - 防災 - A 10 道路 - 防災 - A 12 砂防 - 防災 - A 13 街路 - 防災 - A		6 道路 - 持続 - A 7 街路 - 持続 - A 11 港湾 - 持続 - A	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>凡例</b> 順位 事業区分 施策区分 優先度区分                      1 道路 - 広域 - A                 </div>						
	☆☆☆☆	14 道路 - 広域 - B 15 港湾 - 広域 - B	18 道路 - 集客 - B	17 港湾 - 環境 - A		16 安全 - 交通 - A 19 港湾 - 交通 - A	
			20 港湾 - 集客 - B				
	☆☆☆				21 海岸 - 防災 - B 22 港湾 - 防災 - B 23 道路 - 防災 - B 26 河川 - 防災 - B 27 砂防 - 防災 - B 29 街路 - 防災 - B		24 道路 - 持続 - B 25 街路 - 持続 - B
				28 港湾 - 環境 - B			
							30 港湾 - 持続 - B
						31 安全 - 交通 - B 32 港湾 - 交通 - B	
	☆☆						
☆							

※1 「太枠囲み」は施策を越えて順位付けを行ったものであり、「細枠囲み」は「太枠囲み」を基準として、同一施策内で事業を越えて順位付けを行ったものである  
 ※2 順位を示すために項目を並べたものであり、項目間の距離と優先度の差とは一致しない

## 7 社会資本の戦略的な維持管理の推進

### (1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、橋梁や岸壁等の施設は建設後 50 年以上を経過するものが 15 年後には約 7 割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の強化が必要となっている。

このような状況の中、社会資本の適切な維持管理を行うことを目的に策定した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、橋梁などの主要な施設毎の「修繕方針」に沿った公共土木施設の機能保全のための計画的な修繕や長寿命化技術の活用によるコスト縮減など、戦略的な維持管理を引き続き推進する。

### (2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	尾道大橋外 橋梁補修， 道路照明の LED 一括更新 等
	河川事業	岡ノ下川外 排水機場修繕 等
	ダム事業	野呂川ダム管理施設 補修・更新 等
	砂防事業	皆賀川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	瀬戸田港中野地区 排水機場修繕 等
	公園事業	びんご運動公園 健康スポーツセンター屋根改修 等
インフラ長寿命化技術活用促進事業	① 維持管理に関する情報の発信 ② 長寿命化技術の活用推進 ③ 県・市町連携のあり方検討	

## 8 地域整備計画実施方針

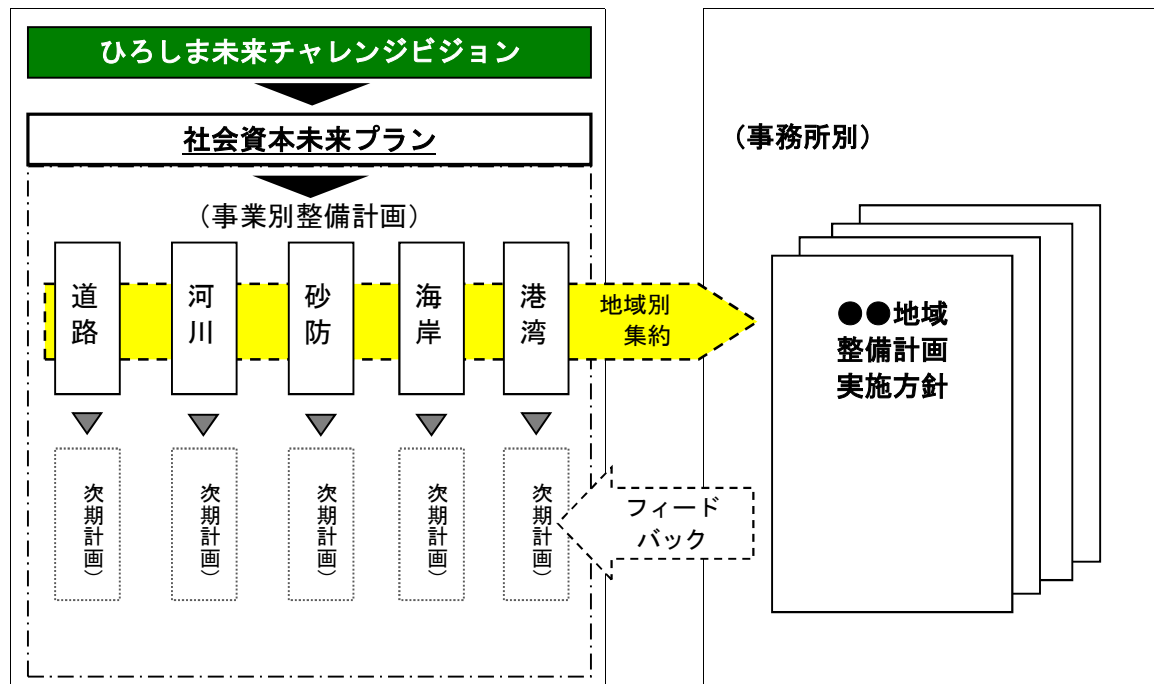
### (1) 要 旨

社会資本未来プラン及び事業別整備計画の理解促進を図るため、平成 28 年 3 月に行った社会資本未来プランの改定及び事業別整備計画等の策定を踏まえ、地域単位ごとの内容を集約し、「地域整備計画実施方針」として整理している。

### (2) 実施方針のポイント

- ・ 各事業別整備計画の実施箇所を地域別に集約し、「総合計画図」として整理
  - ・ 近年、完成した事業箇所による社会資本ストック効果<sup>\*</sup>を紹介し、整備効果を見える化
- <sup>\*</sup> 道路や港湾などの整備された社会資本が機能することによって、県民の暮らしや地域経済において中長期にわたり得られる効果

#### 【地域整備計画実施方針の集約・整理イメージ】



## 9 令和2年度 建設事業執行方針

令和2年4月  
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、令和2年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

第2 1 平成30年7月豪雨災害による被災地域の一日も早い復旧・復興を目指し、「復旧・復興プラン」に掲げる災害復旧事業や改良復旧事業などに着実に取り組み、公共土木施設の強靱化を推進する。

また、計画期間の最終年度となる「社会資本未来プラン」(平成28年3月改定)については、「社会資本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を着実に推進するとともに、特に防災・減災対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、事業の加速化を図り、県土の強靱化を推進する。

2 令和2年度当初予算事業等については、災害復旧事業や災害関連事業の着実な実施に努めるとともに、令和元年度予算の繰越事業についても、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。

3 高度経済成長期に整備したインフラの補修など、「社会資本の適正な維持管理」に資する取組についても重点を置き、計画的かつ戦略的な維持管理に努めるものとする。

4 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。

5 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進するものとする。

6 公共事業の計画段階から維持管理までを通じて、コストに対して最も価値の高いサービスの提供を目指すとともに受発注者の生産性向上に向けた取組を推進する。

7 ICT・IoT技術などのデジタル技術を活用し、社会資本の整備や既存公共土木施設の機能保全及びインフラ利用者の更なる利便性向上に向けた取組を推進する。

(事業の執行)

第3 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業や、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、各種事務手続きの簡素化、迅速化を図りながら、適正な執行に努めるものとする。また、適正な工期の確保、平準化に配慮するものとする。

2 発注に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うとともに、現場条件を踏まえた適切な施工条件を明示すること。

3 発注後、設計図書(仕様書、設計書及び図面)に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他、必要があると認められる場合は、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の変更及び工期の変更を行うこと。

また、設計変更に当たっては、「工事請負契約に係る設計・契約設計変更ガイドライン(案)」

に基づき適切に行うこと。

(執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じて、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議するものとする。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議するものとする。

(適正工期の設定)

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

(工事の執行)

- 第6
- 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。
  - 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

(工事監督・検査体制の確保)

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

(建設副産物対策)

- 第8
- 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。
  - 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。
  - 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

(建設資材)

- 第9
- 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
  - 2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
  - 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品

質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。

4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

#### (用地取得事務)

第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」(平成18年3月7日制定)の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

- ① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。
- ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直しして、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

#### (工事等の進行管理)

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」(昭和53年4月1日制定)に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

#### (電子調達の推進)

第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

2 事業成果の電子納品については、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

3 事業執行の電子化を推進するため、情報共有システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

#### (測量等事前調査)

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

#### (建設工事に係る入札・契約制度)

第14 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。

2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、請負対象設計額3億円未満の



災害復旧工事等については、指名競争入札にすることができるものとする。

- 3 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
- 4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。
  - ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。
  - ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、災害復旧工事等を除き、あらかじめ理由書を提出させること。
- 5 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 6 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
- 7 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成15年6月1日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 8 大規模工事（請負対象設計金額5億円以上）においては、予定価格事後公表、低入札価格調査制度、入札ボンド制度及び特定建設工事共同企業体制度により、適正な見積り競争の促進を図る。
- 9 平成30年7月豪雨災害工事を円滑に進めるため、不調・不落対策など、これまでに様々な対策を講じており、これらを適切に適用するとともに、次のことに特に留意する。
  - ① 発注に当たっては、近接する複数工事の一括発注による発注件数の抑制に努めること。また、この場合には、「施工箇所が点在する工事の積算」により、適切に積算を行うこと。
  - ② 市町を含め多くの災害復旧工事等が稼働しており、入札の不調・不落の発生が考えられることから、「工事着手日選択型契約方式」の適用について検討すること。
  - ③ 遠隔地からの労働者や資材調達に係る経費について、適切に設計変更を行うこと。
  - ④ 復興係数・復興歩掛の適用対象地域の工事発注当たっては、これらの適用について検討すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。

（受注者の指導）

第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。

- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
- ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。
- ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。

- ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（計画的な維持管理）

- 第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設毎の「修繕方針」に基づき、アセットマネジメントを活用した施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕費の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を実施する。

（社会保険等未加入対策）

- 第18 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
- 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。
- ただし、一次下請業者については、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

（暴力団等排除及び不正行為対策）

- 第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」（平成6年8月31日制定）及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」（平成15年4月1日制定）によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」（平成25年2月8日制定）によりの確に対応するものとする。

（環境配慮の推進）

- 第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成15年4月1日施行）に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

（引継事務）

- 第21 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」（平成5年4月1日施行）等の規定に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。



---

令和2年7月発行

## 土木建築行政の概要

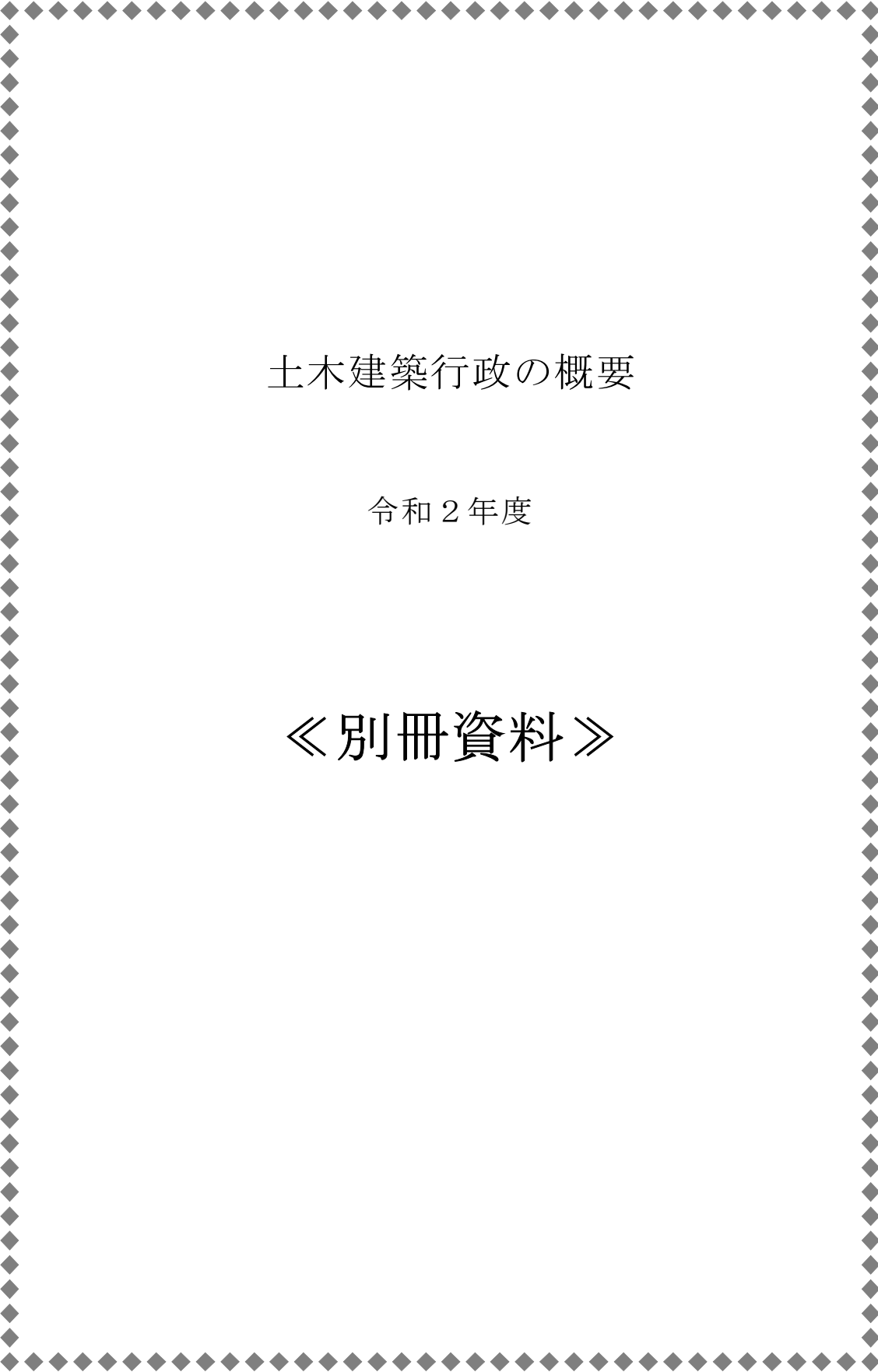
作製 広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL 082-228-2111 (代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>

---



土木建築行政の概要

令和2年度

《別冊資料》



# 目 次

## 第1章 道 路

1 道路の概要	3
2 道路の整備方針	5
3 広島県道路整備計画 2016	5
4 令和2年度事業の内容	6
5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）	7
6 道路の維持管理	8

## 第2章 河川・ダム

1 河川の概要	13
2 河川の整備方針（ひろしま川づくり実施計画 2016 の概要 （平成28年度～令和2年度））	14
3 災害の防止・軽減対策の充実・強化（チャレンジⅠ）	14
4 自助、共助、公助による地域防災力の向上（チャレンジⅡ）	15
5 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続（チャレンジⅢ）	17
6 河川環境の保全と川らしさ復元（チャレンジⅣ）	18
7 水辺空間を活用した賑わいづくり（チャレンジⅤ）	18
8 ダムの概要	19
9 ダムの維持管理等	21

## 第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1 砂防関係事業の概要と整備方針	25
2 令和2年度事業の内容	27
3 砂防関係施設の維持管理	28

## 第4章 海 岸

1 海岸の概要	31
2 海岸の整備方針	31
3 令和2年度事業の内容	32
4 海岸の維持管理	32

## 第5章 空 港

1 広島空港の概要	35
2 広島ヘリポートの概要	39

## 第6章 港湾・漁港

1 港湾の概要	43
2 漁港の概要	47
3 検潮所設置状況	49
4 海域の管理	49



## 第7章 都市

1	都市行政の課題	53
2	都市計画行政の取組方針	53
3	都市計画行政の具体的施策	58
4	都市環境の整備	59
5	宅地開発	59
6	街路事業	61
7	市街地開発事業等	62
8	公園事業	64
9	下水道事業	66

## 第8章 建築

1	施策方針	69
2	建築基準行政	69
3	建築審査会	70
4	建築設計・工事監理業務の適正化	71
5	宅地建物取引業	72
6	県補助事業（耐震・がけ近）	73
7	福祉のまちづくりの推進	73
8	広島県耐震改修促進計画（第2期計画）	73
9	建築動態統計調査受託業務	74
10	建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務	75
11	長期優良住宅の認定業務	76
12	低炭素建築物の認定業務	76

## 第9章 住宅

1	住宅事情の概要	79
2	「住生活基本計画（広島県計画）」の概要	81
3	主要住宅施策	82
4	住宅建設事業等	83
5	県営住宅の管理状況等	85
6	県営住宅応募倍率の推移	85

## 第10章 営繕

1	営繕工事の概要	89
2	魅力ある建築物創造事業	89
3	営繕工事の執行状況	94

## 第11章 災害復旧

1	災害復旧事業の概要	101
2	災害復旧事業の査定状況	101
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	102

## 第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	105
2 公共事業における用地取得実績	107
3 土地収用制度の活用	107

## 第13章 建設業

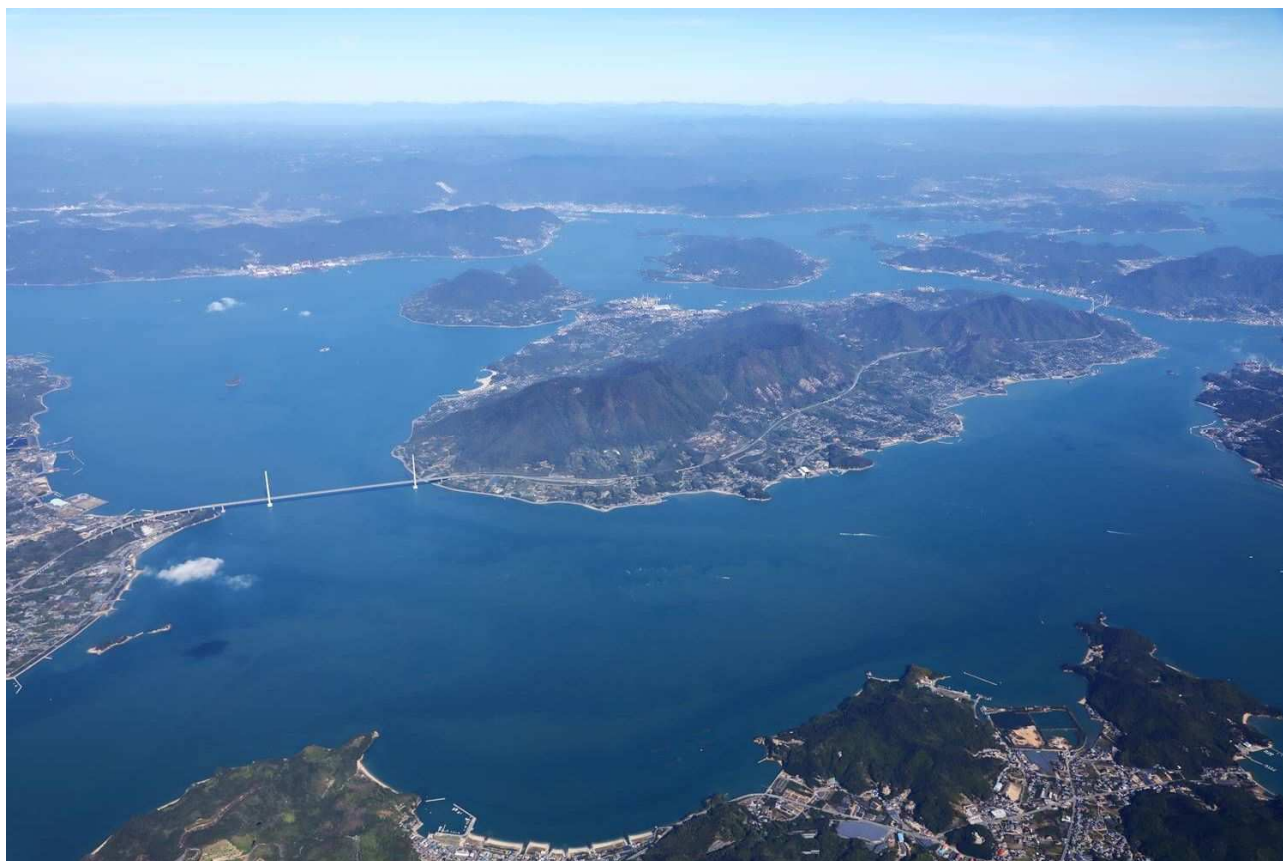
1 建設産業の課題に対する取組	111
2 建設業の許可	112
3 経営に関する事項の審査	113
4 入札参加資格審査	113
5 建設工事の紛争処理	114
6 建設機械の打刻及び検認	114
7 浄化槽工事業の届出・登録	114
8 解体工事業者の登録	115
9 建設工事の統計調査	115

### 【参考資料】

1 令和2年度土木建築局関係事業負担率表	119
2 土木建築局の事務・権限移譲について	125
3 土木建築局関係行政委員会等	126



# 第1章 道路



## 瀬戸内しまなみ海道 開通 20 周年

[愛媛県側から本州方面を撮影 最も手前の橋は多々羅大橋]



## 1 道路の概要

本県の道路網は、広域的な高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線（一部暫定2車線）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）（一部暫定2車線）に加え、平成27年3月に中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）（暫定2車線）、東広島・呉自動車道（暫定2車線）が開通したことにより、井桁状の高速道路ネットワークが形成され、このうち、高速自動車国道については全国第4位の390kmが供用されている。

これらの高規格幹線道路を補完し、地域相互間の交流を促進する地域高規格道路については、「計画路線」として福山環状道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として益田廿日市道路等の4路線が指定されている。また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmについて事業を進めている。

次に、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

さらには、これらの一般国道20路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道62,882路線をもって道路網を形成し、その実延長は約29,258kmとなっている。

### (1) 道路の管理区分

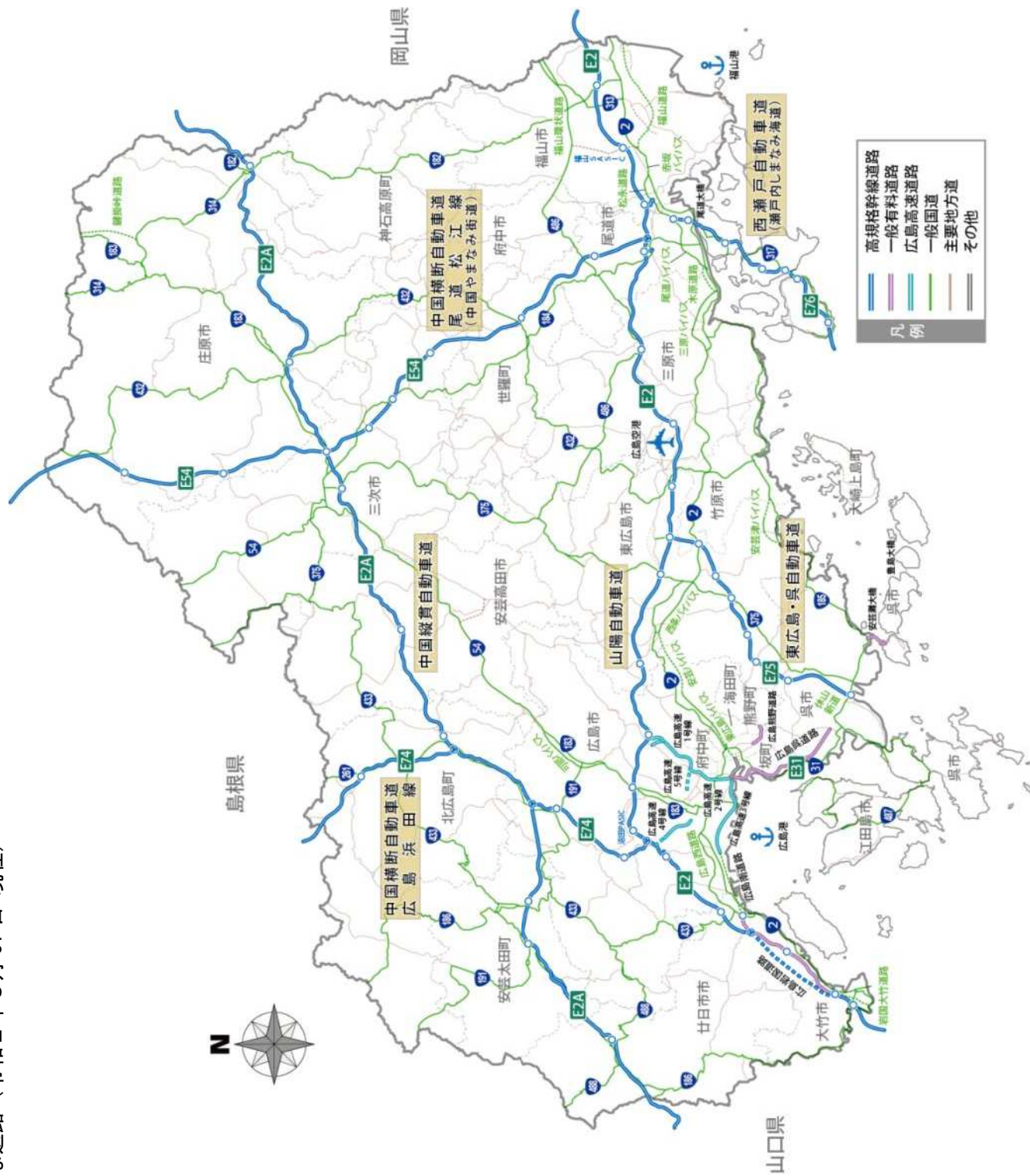
区分 道路の種別		路線の指定 設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考	
高速自動車国道		内閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法		
一般 国道	本州四国 連絡道路	内閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法		
	指定区間	内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条		
	指定区間外	広島市の 区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市の 区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
県 道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市の 区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の 区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線	
市 町 道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法 及び半島振興法による道路 管理の代行（県）がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		

### (2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP（リンク）→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html>

広島県の主な道路（令和2年3月31日 現在）





## 2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークの形成により、産業・観光面等、県全域で様々な効果があられはじめており、今後はこの井桁状高速道路ネットワークという強みを最大限に活かした道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す広島県の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、平成28年3月に策定した「広島県道路整備計画2016」に基づき、計画的で着実な道路整備を推進することとしている。

## 3 広島県道路整備計画2016

### (1) 取組方針

本計画では、井桁状高速道路ネットワークの活用と次に掲げた7つの施策に基づく取組を道路整備の取組方針とし、選択と集中に基づく事業実施箇所の選定を行った上、早期効果の発現、コスト削減、地域と一体となった取組を実施することにより計画的で着実な道路整備を推進する。また、進捗状況の点検・評価としてPDCAサイクルの実施やストック効果の検証を行い、社会情勢の変化に柔軟に対応する。

#### 7つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①広域的な交流・連携基盤の強化	○企業活動を支える物流基盤の整備 ○グローバルゲートウェイ機能の強化
②集客・交流機能の強化	○観光周遊を促す道路ネットワークの形成
③災害に強い道路ネットワークの構築	○緊急輸送道路ネットワークの機能強化 ○災害対応能力の向上に資する多重型道路ネットワークの形成
④総合的な交通安全対策の推進	○通学路における交通安全対策の推進 ○交通事故危険箇所の対策
⑤持続可能なまちづくりに資する道路整備	○渋滞を緩和する道路の整備と市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○豊かな地域づくりを支える道路の整備
⑥道路機能の有効活用	○小規模な改良による既存道路の有効活用 ○スマートICの整備等による高速道路の有効活用 ○しまなみを核としたサイクリングネットワークの形成とサイクリストの受入環境向上 ○道の駅を活用した地方創生の取組
⑦道路施設の適正な維持管理	○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施 ○道路施設の戦略的な維持管理の推進 ～インフラ老朽化対策の本格実施～

### (2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険箇所の対策や通学路交通安全プログラムに基づく整備を基本とし、補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 令和2年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予算額	事業内容等
公	交通安全施設等整備事業		1,720,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		6,133,000	橋梁耐震補強, トンネル補修, 法面防災対策等
	除雪事業		476,000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業		12,155,500	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市)ほか61箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
共	計		20,508,500	
修繕持	道路改修費		9,583,594	県管理道路の維持修繕工事等
	計		9,583,594	
単独	交通安全施設等整備事業		533,290	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
	道路改良事業		5,626,900	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		170,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	道路改良関連事業費		1,600	電線共同溝工事に係る, 電気, ガス管等の埋設工事
	計		6,331,790	
その他	広島高速道路公社出資金・貸付金		2,650,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	国土木工事受託費		30,000	国事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改良工事
	市町土木工事受託費		57,300	市町事業の受託工事に係る経費 一般国道487号改良工事ほか2箇所
	計		2,737,300	
県事業計			39,161,184	
直轄国道改修費等負担金			7,273,334	一般国道2号, 31号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線
計			46,434,518	

事業名		区分	当初予算額	説明
担債行為	工事請負契約関係	限度額 期間	8,747,000千円 令和3～5年度	主要地方道吉田豊栄線道路改良事業ほか13件
	債務保証関係	限度額 期間	16,089,280千円 令和2～22年度	広島高速道路公社 16,089百万円

## 5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

### (1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事業主体	国土交通省					
事業期間	平成13年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～	平成15年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方一丁 目～山口県岩国市 山手町	尾道市福地町～ 三原市糸崎町
総延長	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
令和2年度 事業費	1,053百万円	3,953百万円	4,650百万円	430百万円	1,439百万円	3,024百万円
令和2年度 事業内容	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事

※広島市区間含む

### (2) 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事業期間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
令和2年度 事業費	—	—	—	—	10,600百万円
令和2年度 事業内容	—	—	—	—	測量試験・工事等

## 6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4,167 k m である。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

### 令和 2 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策（安全な道路の確保）	1,160,226
	舗装道補修	舗装道補修，沿道環境の保全等（安全で快適な交通環境の確保）	1,310,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持，道路環境保全，電力料等	7,070,806
	道路管理費	道路保険，公物管理，台帳付図修正事務等	42,562
	合 計		

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

### 令和元年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	3	4	0	5	5	5	3	3	10	38

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

#### 令和元年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築承認	29	21	16	9	41	69	47	7	10	249
道路占用許可	新規	357	250	170	173	385	490	513	158	2,712
	更新	244	145	88	103	370	186	351	117	1,806
道路工事施工命令	52	80	38	31	242	135	99	29	64	770
特殊車両 通行許可	新規	243	16	37	1	327	437	333	35	1,486
	更新	36	33	0	0	66	130	123	30	433
	協議	414	291	239	276	1,174	914	1,479	266	5,212
小計	1,375	836	588	593	2,605	2,361	2,945	642	723	12,668
境界立会	54	32	27	19	65	138	75	13	9	432
境界確定協議	38	22	16	6	44	75	59	6	3	269
小計	92	54	43	25	109	213	134	19	12	701
境界確定証明	13	0	1	0	4	24	12	0	0	54
その他各種証明	1	3	3	2	6	8	1	0	1	25
小計	14	3	4	2	10	32	13	0	1	79
計	1,481	893	635	620	2,724	2,606	3,092	661	736	13,448

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体(マイロード団体)」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成20年度からひろしまアダプト活動支援(奨励金交付)事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 令和元年度末現在の認定団体数等

682 団体 (参加人員 21,990 名 活動延長 596.53km)



## ==== 第2章 河川・ダム ====



河川改良事業 二級河川沼田川水系 梨和川(三原市)



広域河川改修事業 一級河川江の川水系 国兼川(三次市)





## 1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

### (1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

### (2) 河川の現況

(令和2年3月31日 現在)

水系名	県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川		
	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
大正川	2	2.679			2	2.679	
単独河川	30	68.377			30	68.377	
計	137	627.657			137	627.657	
合計	499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288	

## 2 河川の整備方針（ひろしま川づくり実施計画 2016 の概要（平成 28 年度～令和 2 年度））

### (1) 基本方針

「ひろしま川づくり実施計画 2016」は、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の河川部門の事業別整備計画として策定した。

本県の河川事業が抱える課題を克服するため、次の 5 つのチャレンジを柱として掲げ、施策に取り組むこととしている。

### (2) 施策

#### チャレンジⅠ 災害の防止・軽減対策の充実・強化

ア 事業箇所別の優先度の明確化と創意工夫による早期効果発現

イ 河口部の地震・高潮対策事業の重点化

#### チャレンジⅡ 自助、共助、公助による地域防災力の向上

ア ソフト対策による災害対応力と地域防災力の向上

イ 防災情報の普及促進や出前講座の実施

ウ 洪水浸水想定区域の見直し

エ 堤防の浸透・侵食に係る監視強化

#### チャレンジⅢ 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続

ア 既存施設の適確な運用・管理

イ 堆積土等の定期的な調査、管理基準の設定、別途 5 ヶ年の除去に関する計画の策定

ウ ダムの放流エネルギーを利用した小水力発電によるダム管理機能の向上

#### チャレンジⅣ 河川環境の保全と川らしさ復元

ア 水辺の魅力復元と多自然川づくり

#### チャレンジⅤ 水辺空間を活用した賑わいづくり

ア 水辺空間の利活用の促進

## 3 災害の防止・軽減対策の充実・強化（チャレンジⅠ）

### (1) 令和 2 年度予算

(単位：千円)

事業名		予算額	説明	
河川事業	公	河川改修事業	4,646,200	手城川(福山市)ほか50箇所の護岸, 築堤工事等
		都市小河川改修事業	79,000	小河原川(広島市)の護岸工事等
		地震・高潮対策事業	388,500	京橋川・猿猴川(広島市)の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	47,200	
		河川災害関連事業	4,024,313	三篠川(広島市)の護岸, 築堤工事等
		河川激甚災害対策特別緊急事業	945,000	沼田川等(三原市)の護岸, 築堤工事等
	小計		10,130,213	
	単	河川改良事業	2,077,600	浸水箇所の再度災害防止, 災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備など
		小計	2,077,600	
	その他	市町土木工事受託費	588,000	三篠川(広島市)ほか10箇所の市町道橋の架替工事等の受託
		小計	588,000	
	直轄負担金		2,586,800	太田川水系, 芦田川水系, 江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸, 築堤工事等
合計		15,382,613		

## (2) 主要河川事業の内容（県事業）

治水事業は県民の生命と財産を守る、最も根幹的な事業である。このため、これまで河川改修事業やダム建設事業で、治水施設の整備を計画的に進めてきたが、河川の整備には長い期間を要するため、洪水や高潮による氾濫のおそれのある河川が、いまだ多く残っている。

このため、事業の実施箇所の選定にあたっては、客観的な評価により事業箇所ごとの優先度を明確にした上で、優先度の高い箇所から整備を図り、施工の工夫などを行うことで「事業効果の早期発現」を目指すこととしている。

### ア 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

三篠川（広島市），沼田川（三原市），堺川（内神川：呉市），国兼川（三次市），手城川（福山市）等

### イ 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。京橋川・猿猴川（広島市）等

## (3) 国直轄河川改修事業の工事概要

### ア 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は、高潮対策として観音地区の高潮堤防の整備や、亀山地区の築堤護岸の整備等が行われている。

### イ 江の川

昭和28年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

現在は、三次市において堤防整備等が行われている。

### ウ 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成9年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、橋梁架替等が行われている。

### エ 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、大竹市等において堤防整備等が行われている。

## 4 自助、共助、公助による地域防災力の向上（チャレンジⅡ）

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木建築局に水防県本部を、また各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

## (1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所の周知を図っている。令和2年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区 分	所轄事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長 (km)	
直轄管理	3	(236) 606	279.51	( ) は、工作物を重要水防箇所 所に指定したもので、外書き
県管理	10	252	371.79	
合 計	13	(236) 858	651.30	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

## (2) 洪水予報の運用

平成16年度から沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、迅速な水防活動や、住民の避難を支援している。

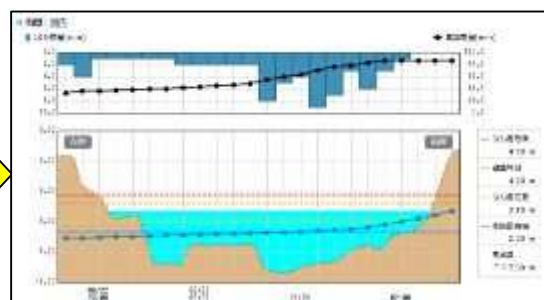
洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

## (3) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難行動や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

また、住民等の円滑かつ迅速な避難行動に資する河川監視カメラの設置や、中小河川における洪水時の水位監視に特化した危機管理型水位計の設置を推進する。

広島県河川防災情報システム TOP : <http://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>



雨量・水位の観測データのグラフ表示

洪水ポータルひろしま : <http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>



洪水浸水想定区域図



XRAIN (高精度降雨観測情報)

#### (4) 洪水浸水想定区域の見直し

近年の局地的豪雨の頻発を踏まえ、浸水想定区域図について、当該河川の計画降雨に加え、新たに「想定し得る最大規模の降雨」に対する洪水浸水想定区域を指定・公表する。また、これを基とした市町の洪水ハザードマップの作成に関する技術的支援を行う。

二河川（呉市、熊野町）、可愛川（廿日市市）等

### 5 既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続（チャレンジⅢ）

#### (1) 河川の維持

県が管理している河川は、一級河川、二級河川合わせて499河川、流路延長2,742.9kmである。堤防・護岸などの河川管理施設の計画的な維持修繕を継続するとともに、排水機場などの大型施設については、長寿命化計画に基づいた点検・整備・更新を行っていく。また河川内の堆積土や樹木については、「河川内の堆積土等除去計画」により、計画的な除去を進めることで、浸水被害を最小限に抑える。

#### 令和2年度河川維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持 修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削、除去	4,736,960
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維持管理費等	河川管理施設の維持管理費等	

※国の3ヶ年重要インフラ事業分は含まない。

#### (2) 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

#### 河川関係許可等件数等一覧（令和元年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
河川法許可（20条）	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
河川法許可（23条）	新規	1	0	1	0	2	7	0	2	0	13
	更新	6	1	0	1	5	1	10	5	11	40
河川法許可（24・26・27条）	473	62	38	55	151	238	175	63	57	1,312	
河川法許可（24条）	更新	410	83	101	62	239	254	553	159	193	2,054
河川法許可（34条）	12	3	0	0	14	2	1	2	0	34	
普通河川等の工事許可	99	0	55	23	7	9	0	11	0	204	
小 計	1003	149	195	141	418	511	739	242	262	3,660	
境 界 立 会	71	9	9	4	27	30	14	11	2	177	
境 界 確 定 協 議	42	7	5	2	16	22	0	3	0	97	
小 計	113	16	14	6	43	52	14	14	2	274	
境 界 確 定 証 明	1	0	0	0	1	4	0	0	0	6	
小 計	1	0	0	0	1	4	0	0	0	6	
計	1,117	165	209	147	462	567	753	256	264	3,940	

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成10年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成12年度から平成22年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している6河川について、平成26年度から船舶の指定及び罰則の適用対象とし、平成27年8月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また、河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう、活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定する広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）を平成14年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。（令和元年度末現在認定団体数 416団体）

## 6 河川環境の保全と川らしさ復元（チャレンジⅣ）

### 多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

玖島川（廿日市市）、国兼川（庄原市）等

## 7 水辺空間を利活用した賑わいづくり（チャレンジⅤ）

### 美しい川づくり

広島都市圏の魅力づくりや中枢拠点性の向上の視点から、市街地再開発事業など新たな集客が期待されている広島駅前周辺の水辺が魅力的な空間となるよう、広島県と広島市が連携して、「美しい川づくり」に取り組む。

### 猿猴川（広島市）



## 8 ダムの概要

県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在12ダム（県管理）を運用している。

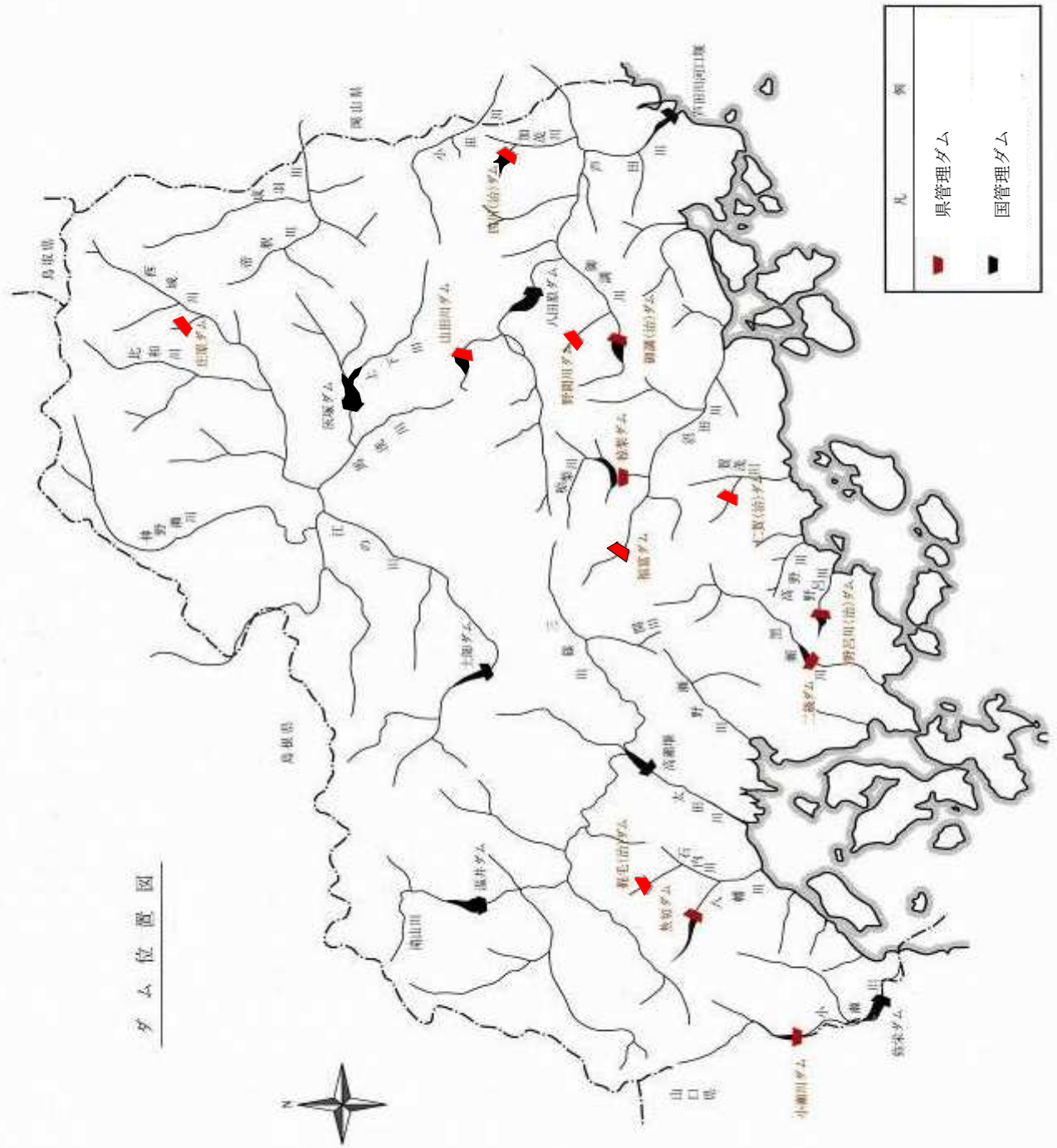
また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

### 広島県のダム（国土交通省所管）

種別	ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km <sup>2</sup> )	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )	有効貯水量 (千m <sup>3</sup> )	洪水調節量 (m <sup>3</sup> /S)	開発水量 (m <sup>3</sup> /日)		
設 の ダ ム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16~S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31~S39	1,820
	椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35~S43	2,030
	土師ダム	国 土 交 通 省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41~S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45~S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44~S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46~S56	16,900
	弥栄ダム	国 土 交 通 省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46~H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48~H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49~H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2~H17	8,060
	灰塚ダム	国 土 交 通 省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49~H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50~H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5~H24	5,800
	庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12~H28	7,200
治 水 ダ ム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44~S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48~S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49~H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63~H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45~H23	20,200

(注) F：治水， I：工水， W：上水， P：発電， A：農水， N：不特定







## 9 ダムの維持管理等

### (1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
小瀬川ダム	昭和 39 年 6 月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕梨ダム	昭和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和 51 年 3 月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年 3 月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福富ダム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁賀ダム	平成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所	
野間川ダム	平成 25 年 6 月	東部建設事務所三原支所	
庄原ダム	平成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所	

### (2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また、既設ダムを有効活用し、治水機能の向上を図るなど、ダム再生の取組を推進する。

#### 四川ダム堰堤改良事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体 : 広島県  
 事業期間 : 平成 29 年度～未定  
 事業箇所 : 福山市加茂町北山  
 概要 : ダム管理用制御処理設備、  
 通信設備、観測設備更新

令和 2 年度事業内容 : 通信設備・観測設備更新工事

区分	事業費(百万円)
総事業費	550
令和 2 年度	75.6
令和 3 年度以降	192.9

※この内、広島県の事業費は 1/2

### 棕梨ダム堰堤改良事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体 : 広島県・県企業局・三原市・  
中国電力

事業期間 : 平成30年度～未定

事業箇所 : 東広島市河内町小田渡原

概要 : ダム管理用制御処理設備,  
通信設備, 観測設備更新

令和2年度事業内容 : ダム管理用制御処理設備等更新工事

区 分	事業費 (百万円)
総 事 業 費	964
令 和 2 年 度	157.5
令 和 3 年 度 以 降	224.4

### 野呂川ダム堰堤改良事業 (ダム再生計画)

平成30年7月豪雨で甚大な被害を受けた野呂川流域の抜本的な改修計画を策定する。

事業主体 : 広島県

事業期間 : 令和元年度～令和2年度

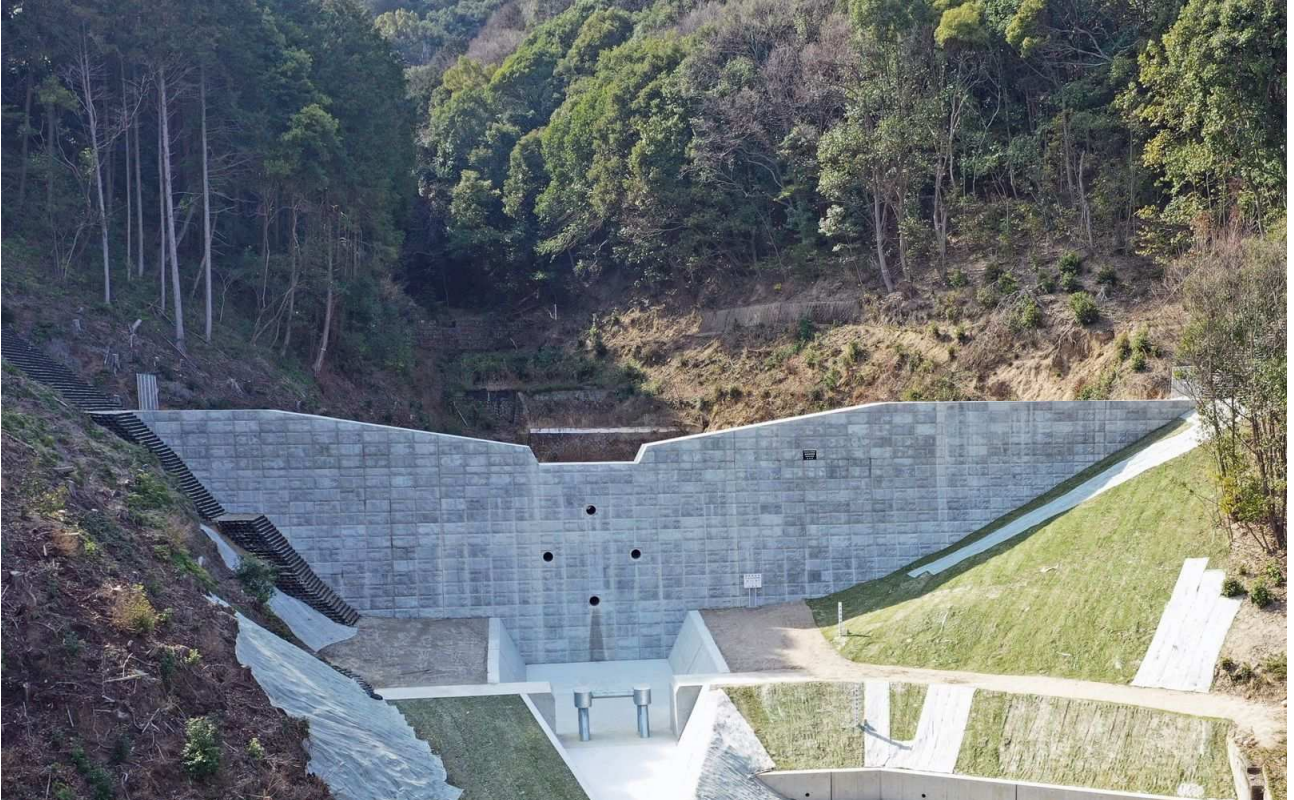
事業箇所 : 呉市安浦町

概要 : ダム再生計画策定

令和2年度事業内容 : ダム再生計画策定

区 分	事業費 (百万円)
総 事 業 費	58.8
令 和 2 年 度	27.3

## ＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



通常砂防事業（広島市東区）



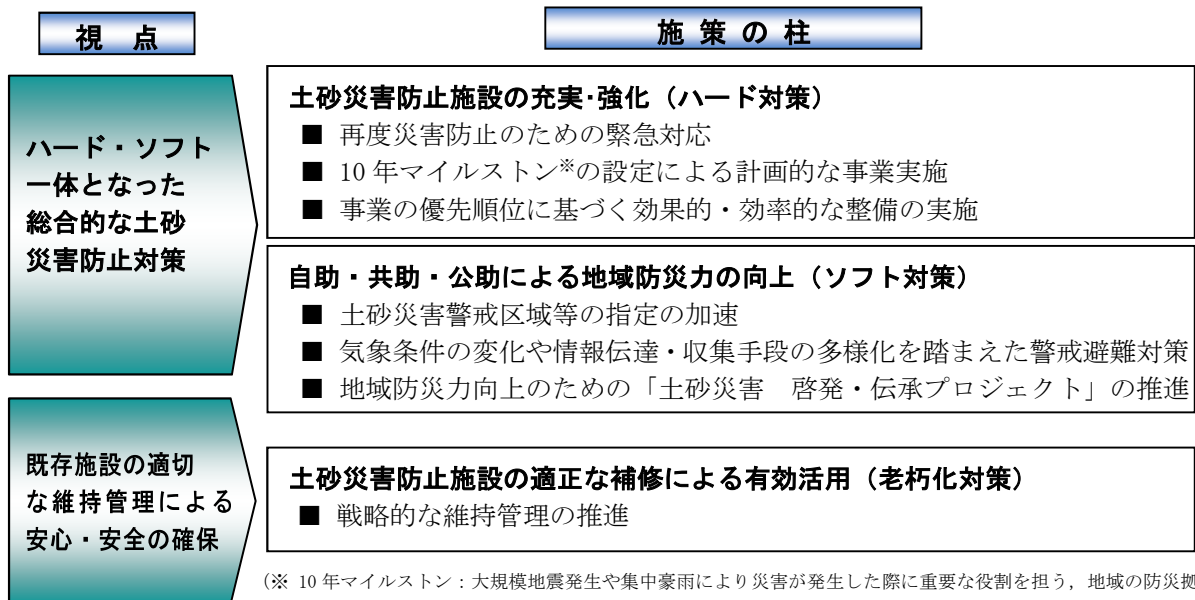
## 1 砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨を起因とする、がけ崩れや、土石流等の土砂災害の被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成26年8月20日に発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害発生箇所の復旧対応や住宅密集地の優先整備などの効果的・効率的なハード対策の推進や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」と連携させた各種ソフト対策の強化・拡充を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2016」を平成28年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策を推進することとしている。

また、昨年7月の豪雨災害を踏まえ、7月豪雨の被災地域における再度災害防止に最優先で取り組むとともに、地域の防災拠点や大規模避難所、住宅密集地等を保全することで効果的な予防対策を着実に進めていく。

### (1) 「ひろしま砂防アクションプラン2016」の概要

#### ア 基本方針



#### イ 計画期間

平成28年度～令和2年度（5年間）

### (2) 事業の概要

#### ア ハード対策

##### (7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,812の土砂災害警戒区域（土石流）があり、このうち県の整備計画に基づき、令和元年度末までに1,961渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

#### (イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和 33 年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、115 の土砂災害警戒区域（地すべり）があり、このうち令和元年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

#### (ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,402 の土砂災害警戒区域（急傾斜地）があり、このうち令和元年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,132 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

#### (エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和 60 年度から実施されている。

本県には、336 の雪崩危険箇所があり、5 箇所が整備済みとなっている。

### イ ソフト対策

#### (ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

令和 2 年 3 月に「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が完了し、土砂災害警戒区域数は 47,329 箇所となった。今後も将来にわたって指定効果が継続し、災害リスクが正しく認識できるよう、施設整備等に伴う地形改変箇所の基礎調査を実施するとともに、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等の示した標識」を設置するなど土砂災害警戒区域等の認知度の向上を図る取組を推進している。

#### (イ) きめ細やかな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったとき土砂災害警戒情報の発表により市町の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援する情報を提供している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送から提供している。

さらに、ヤフー株式会社と連携し、「Yahoo! 防災速報」からの通知により土砂災害警戒区域内の危険度を確認できるサービスの提供や、民間ケーブルテレビと連携した市町ごとの土砂災害危険度情報の提供など、個人や地域ごとに「個別の最適な情報」が届くようきめ細やかな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

#### (ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害への防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子供達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を 3 本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

平成 30 年 7 月豪雨災害では避難の遅れ等により多くの犠牲者が出たことから、避難を促すチラシやポスターの掲示、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、避難を促す新たな取組や防災教育の強化に取り組んでいる。

## ウ 直轄砂防事業

平成30年7月豪雨からの早期復興を推し進めるため、国は西部山系砂防事務所を開設し、これまで直轄砂防事業を行ってきた広島西部山系のほか、新たに安芸南部山系の広島市、呉市、坂町を含む8地区で砂防ダムの整備に取り組んでいる。

### (3) 区域の概況

令和2年3月31日 現在

区分 事務所 (支所)	砂防指定地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害警戒区域等							
	指定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西部	568	3,774.4	666.9	2	20.1	593	351.3	4,124	3,747	6,800	6,489	8	0	10,932	10,236
呉 (支所)	280	854.0	223.5	0	0	759	489.7	1,463	1,365	2,609	2,405	0	0	4,072	3,770
廿日市 (支所)	155	789.0	193.2	1	52.1	140	91.6	886	795	1,329	1,288	6	0	2,221	2,083
安芸太田 (支所)	133	1,450.7	239.7	3	17.0	56	84.6	1,210	1,151	1,885	1,868	11	0	3,106	3,019
東広島 (支所)	211	1,734.8	263.9	1	10.0	190	189.5	1,940	1,834	3,492	3,361	3	0	5,435	5,195
東部	139	3,183.9	187.2	8	126.3	137	104.3	1,992	1,764	4,808	4,680	29	0	6,829	6,444
三原 (支所)	251	2,282.0	347.4	3	25.8	194	142.6	2,509	2,221	4,981	4,870	13	0	7,503	7,091
北部	135	722.7	192.6	1	5.1	38	36.2	1,065	1,016	1,989	1,941	18	0	3,072	2,957
庄原 (支所)	118	897.9	188.4	9	283.1	25	31.5	1,623	1,544	2,509	2,470	27	0	4,159	4,014
計	1,990	15,689.5	2,502.9	28	539.5	2,132	1,521.3	16,812	15,437	30,402	29,372	115	0	47,329	44,809

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第2位を四捨五入

## 2 令和2年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容		予 算 額
土砂災害防止施設の整備	国直轄事業	直轄砂防事業 (広島西部山系直轄砂防等)	3,084,000 (県負担金)
	補助公共事業	通常砂防事業 104箇所 砂防激甚災害対策特別緊急事業 113箇所 災害関連緊急砂防事業 71箇所 砂防災害関連事業 1箇所 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 7箇所 急傾斜地崩壊対策事業 107箇所 地すべり対策事業 2箇所	3,985,371 6,090,000 6,322,206 123,262 49,921 3,781,427 8,400
	単独建設事業	土砂災害防止対策事業 45箇所	1,394,600
「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の見直し等	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		123,900
土砂災害警戒情報の提供等	情報提供システムの拡充等		52,500
単独維持修繕事業	老朽施設の修繕等		819,000
合 計			25,834,587 (19,236,637)

注) 合計欄( )内の数値は、H30年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分を除いた額

### 3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。



## 第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 尾道糸崎港海岸機織地区（福山市）



## 1 海岸の概要

本県の海岸総延長は約 1,129km で、このうち海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定に基づき約 584km が海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域約 60km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域約 350km\*、農林水産省（水産庁）所管漁港区域約 79km\*及び農林水産省（農村振興局）所管区域が約 95km\*である。（※ 重複区間を含む。）

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、利用しやすく、親しみやすい、潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに、地震対策など減災対策を明記し、「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 26 年 9 月に変更した。

### (1) 海岸の管理区分

種別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は 知事	土木建築局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農林水産局

### (2) 海岸の現況

（単位：km）

所 管 省 庁	海 岸 線 延 長	海 岸 保 全 区 域 長
総 数	1,129.381	584.088
国 土 交 通 省 （ 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 ）	376.365	59.746
（ 港 湾 局 ）	503.189 (5.464)	349.833 (5.464)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	153.231 (0.580)	79.027 (0.580)
〃 （ 農 村 振 興 局 ）	96.596 (6.044)	95.482 (6.044)

（注）令和元年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

## 2 海岸の整備方針

平成 27 年度に策定した「ひろしま海岸整備プラン 2016」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

### ひろしま海岸整備プラン 2016

「ひろしま海岸整備プラン 2016」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」に基づき、計画的に海岸事業を推進するための実施計画である。

計画期間：平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度（5 年間）

投資予定額：概ね 130 億円

### 3 令和2年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	説 明
公 共	国土 水 管 理 全 局	高 潮 対 策 事 業	168,000	天応海岸(呉市)など2海岸の護岸工事等
		計	168,000	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1,027,000	広島港(広島市)など11港の堤防, 護岸の改良, 補強工事等
		港湾海岸環境整備事業	126,000	広島港(坂町)の避難通路整備
		海岸堤防等老朽化 対策緊急事業	31,000	瀬戸田港(尾道市)の排水機場の老朽化対策 工事
		国直轄事業負担金 (海岸事業)	322,000	広島港の護岸の改良工事等
		計	1,506,000	
	水 産 庁	高 潮 対 策 事 業	126,000	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など2漁港 の高潮対策工事等
		海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 事 業	63,000	地御前漁港(廿日市市)など2漁港の護岸の 老朽化対策工事等
		計	189,000	
合 計		計	1,863,000	

### 4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約584kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局, 港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約489kmについて、護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域については、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

#### 令和2年度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海岸維持修繕費	海岸保全施設の機能維持	100,000
国土交通省(港湾局) 海岸維持修繕費	〃	961,161
農林水産省(水産庁) 海岸維持修繕費	〃	84,164

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

## 第5章 空 港



ノックエア就航



## 1 広島空港の概要

### (1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000㎡の旅客ターミナルビル、3,900㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また、平成29年10月29日から、空港の運用時間が夜間1時間延長され、15時間（7:30～22:30）となっている。

国内定期路線は、1日17便運航している東京（羽田）線を含め5路線が就航し、また、国際定期路線は、令和元年12月18日から、バンコク線が就航し、令和2年夏ダイヤの運航計画においては全国第10位である週26便のネットワークが構築されている。

今後も中国・四国地方の拠点空港として、また、本県の新たな経済成長を支えるグローバルゲートウェイとして、引き続き利便性の向上や機能の充実に努める。

#### 広島空港の概要

設置管理者	国土交通大臣			
飛行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港			
供用開始日	平成5年10月29日（3,000m滑走路供用：平成13年1月25日）			
施設	告示年月日	平成12年12月28日（運輸省告示414号）		
	管理面積	1,948,484㎡		
	基本施設 （ターミナル拡張計画を含む。）	着陸帯	長さ	3,120m×幅 300m
		滑走路	長さ	3,000m×幅 60m
		誘導路	総延長	3,290m
エプロン		120,300㎡（サブターミナルを含む。）		
概要	航空灯火	進入灯, 進入角指示灯, 中心線灯, 滑走路灯, 誘導路灯, エプロン照明灯等		
	通信施設	遠隔空港対空通信施設, 飛行場情報放送業務施設		
	航空保安無線施設	ILS（計器着陸装置）, ASR（空港監視レーダー）, SSR（二次監視レーダー）, VOR/DME（超短波全方向無線標識装置/距離測定装置）		
	気象観測施設	滑走路視距離測定器, 風向風速観測装置, 雲高測定器等		
運用時間	15時間（利用時間：7時30分から22時30分まで）			

### (2) 広島空港計器着陸施設高度化（CAT-III b）整備事業

広島空港は、季節により霧、雲に覆われることが多く、視程不良による欠航、ダイバート（目的外空港への着陸）、遅延等が発生しており、その改善が強く求められてきた。

このため、平成15年度に国土交通省の事業として計器着陸施設の高度化事業（CAT-III a）が新規採択され、平成16年度から本格的に工事着手し、平成20年6月に運用を開始した。また、平成21年6月からは、高度なCAT-III bに移行し運用を開始した。

なお、平成27年4月の航空機事故により破損した高度計器着陸装置（CAT-III b）については、平成27年9月に復旧している。

### (3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして、広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター・平和大通り）、呉、三原、福山、三次、西条からの空港アクセスバス、JR白市駅からの空港連絡バス、竹原、尾道からの乗合タクシーが、それぞれ運行されている。

また、広島空港県営第1駐車場において、平成28年7月からカーシェアリング（ラウンドトリップ方式）の社会実験を実施し、平成29年4月から本格導入するとともに、平成29年5月からは広島空港県営第1駐車場と県内17拠点の間でワンウェイ方式（乗り捨て）のカーシェアリングを導入している。

なお、JR広島駅から広島空港間の定時性向上につなげるため、平成29年度から、JR白市駅・空港間の主要地方道東広島本郷忠海線に凍結防止剤散布装置等の設置を進め、平成30年度に完了した。

さらに、JR白市駅においては、利便性向上のため、バリアフリー化工事（跨線橋の架替、エレベーター設置等）を実施し、平成28年3月に工事が完了した。

### (4) 航空路線の拡充

広島空港は、平成5年の開港以来、中国・四国地方の地域拠点空港として着実に成長している。

今後の国際航空ネットワークについては、東アジア・東南アジアの新規路線誘致や増便、訪日外国人の誘客など需要の拡大に資するLCCの誘致・増便などを図る。

国内線については、LCCの積極的な活用及び地方空港間ネットワークの拡充に向けた取組を行う。

### (5) エアカーゴ対策の推進

広島空港は、中国地方の中央部に位置しており、山陽自動車道に直結するなど、貨物の流通拠点としてのポテンシャルを有している。

今後、新たな国際貨物拠点である羽田空港や那覇空港を活用した国際エアカーゴの拡大を視野に置いた既存路線の強化及び東南アジア路線におけるカーゴの活性化に取り組む。

### (6) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭、構成員：県、市町、経済団体等）を中心に、就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

### (7) 空港経営改革の導入

広島空港では、広島～東京間の航空シェア低下など取り巻く環境が厳しさを増す一方、アジアの成長を背景に経済のグローバル化が新局面を迎える中、本県の経済成長を促す役割を持続的に果たしていくために、航空系事業と非航空系事業を一体化し戦略的な空港運営の可能性を拓げる空港経営改革（一体運営・民間委託）の導入に取り組むこととし、「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を平成29年3月に策定した。

これを受けて、国は令和3年7月の導入に向け、令和元年6月空港運営事業者の募集要項等の公表に続き、一次審査、二次審査と手続きを進めており、引き続き、地域の声を反映した空港経営改革となるよう関係者と連携し、広島空港の更なる活性化を図っていく。



**(8) 令和2年度事業の内容**

(単位:千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	562,984	広島空港の施設更新
空港関連施設等管理費	25,065	周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	35,778	空港周辺の環境対策等
空港県営駐車場管理費	33,462	空港県営駐車場の管理
広島空港拠点性強化事業	50,825	国際定期路線の需要拡大等
新規国際定期路線支援事業	156,958	新規路線の立ち上がり支援
空港振興事業	16,600	官民一体による利用促進, 新規路線の誘致活動等
合 計	881,672	

## 参考 広島空港の定期航空路線の概要（令和2年夏ダイヤの運航計画）

### (1) 国内線の現況

（令和2年3月31日現在）

地域	路線	航空会社	便数/日	使用機材	令和元年度旅客数	備考
北海道	札幌 (新千歳)	全日本空輸	2	B737-800(166席)	167,840人	H27.10.25～ (S61.3.1～)
		日本航空		B737-800(165席)		H8.8.2～
東北	仙台	IBEXエアラインズ* (全日本空輸)	2	CRJ700(70席)	76,585人	H21.9.21～ (H4.10.25～)
東京	成田	IBEXエアラインズ* (全日本空輸)	3	CRJ700(70席)	249,857人	H15.8.1～
		春秋航空日本		B737-800(189席)		H26.8.1～
	東京 (羽田)	全日本空輸	17	B787-8(335席) B767-300(270席) B737-800(166席) A321(194席)	2,035,207人	S37.10.14～
		日本航空		H2.7.21～ (S63.7.23～)		
沖縄	那覇	全日本空輸	1	B767(270席)	135,896人	S61.4.26～
<定期便計>	5路線	4社	日25便		2,665,385人	
チャーター便					4,140人	
<国内線合計>					2,669,525人	

### (2) 国際線の現況

（令和2年3月31日現在）

国・地域	路線	航空会社	便数/週	使用機材	令和元年度旅客数	備考
韓国	ソウル	エアソウル (アジアナ航空)	運休	A321(195席)	36,563人	H28.10.20～ (H3.6.21～) R2.12.17～運休
中国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	5	B737-800(157席)	33,827人	H10.2.26～
	上海	中国東方航空 (日本航空)	7	A319(120席)	57,773人	H8.2.6～ (H23.7.22～成都 延伸) H30.3.25～成都 延伸休止
台湾	台北	チャイナエアライン (日本航空)	7	B737-800(158席)	84,778人	H16.6.2～
香港	香港	香港エクスプレス	4	A320(180席, 188席)	42,264人	H27.10.27～
シンガポール	シンガ ポール	シルクエア (シンガポール航空)	運休	B737-800NG(162 席)	34,378人	H29.10.30～ R2.3.27～運休
タイ	バンコク	ノックエア	3	B737-800(189席)	5,160人	R1.12.18～
<定期便計>	7路線	7社	週26便		294,743人	
チャーター便					9,940人	
<国際線合計>					304,683人	

## 2 広島ヘリポートの概要

### (1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成22年10月30日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成24年11月15日付けで廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成27年4月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている。(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで〔5年間〕)

また、広島ヘリポート管理事務所の老朽化が進んでいるため、旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し、平成30年度から管理事務所を移転するための改修工事等を実施している。

### 広島ヘリポートの概要

設置管理者	広島県		
飛行場の種類	陸上ヘリポート(公共用)		
供用開始日	平成24年11月15日		
施設概要	管理面積	112,939 m <sup>2</sup>	
	基本施設	着陸帯	長さ35m, 幅30m
		誘導路	長さ28m, 幅9m
		エプロン	20,574 m <sup>2</sup> , スポット14
航空灯火	飛行場灯台, 誘導路灯, 風向灯, 境界灯, 境界誘導路灯		
通信施設	対空通信施設一式		
気象観測施設	風向風速観測装置等		
運用時間	10時間30分(利用時間: 8時30分から19時00分まで)		

### (2) 令和2年度の事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	286,070	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	129,089	ヘリポート管理事務所の改修工事等
計	415,159	

